開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時【未校正】

会議の名称	令和８年第３回取手市議会定例会				
招集年月日	令和８年　９月　２日				
招集の場所	取手市議会議場				
開会及び閉会日時並びにその宣告者	開会	令和８年　９月　２日午前１０時　分		議長	山野井　隆
	閉会	令和８年　９月１８日午前　時　分		議長	山野井　隆
会議録署名議員の氏名	９番	久保田真澄	１０番	鈴木三男	

招集に応じた議員の氏名及びその年月日

令和８年　９月　２日

１番	長塚美雪	１２番	小堤　修
２番	本田和成	１４番	落合信太郎
３番	岡口すみえ	１６番	金澤克仁
４番	古谷貴子	１８番	山野井　隆
５番	杉山尊宣	１９番	染谷和博
６番	佐野太一	２０番	佐藤隆治
７番	海東一弘	２１番	入江洋一
８番	根岸裕美子	２２番	赤羽直一
９番	久保田真澄	２３番	遠山智恵子
１０番	鈴木三男	２４番	加増充子
１１番	関川　翔		

速報版・未校正

令和８年第３回取手市議会定例会会議録（第１号）

開議及び閉議日時並びにその宣告者	開議	令和８年　９月　２日午前１０時　　分	議　長	山野井　隆
	散会	令和８年　９月　２日午後　　時　　分	議　長	山野井　隆

出席及び欠席議員の氏名

出席　２１名

欠席　　０名

凡例
○出席を示す
△欠席を示す
㊊公務欠席を示す

議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
１	長　塚　美　雪	○	１３	欠　　員	
２	本　田　和　成	○	１４	落　合　信　太　郎	○
３	岡　口　す　み　え	○	１５	欠　　員	
４	古　谷　貴　子	○	１６	金　澤　克　仁	○
５	杉　山　尊　宣	○	１７	欠　　員	
６	佐　野　太　一	○	１８	山　野　井　　隆	○
７	海　東　一　弘	○	１９	染　谷　和　博	○
８	根　岸　裕　美　子	○	２０	佐　藤　隆　治	○
９	久　保　田　真　澄	○	２１	入　江　洋　一	○
１０	鈴　木　三　男	○	２２	赤　羽　直　一	○
１１	関　川　　翔	○	２３	遠　山　智　恵　子	○
１２	小　堤　　修	○	２４	加　増　充　子	○

職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名	事務局長	彦　坂　　哲	事務局次長	蛯　原　康　友

速報版・未校正

説明のため議場に出席した者の職氏名

市長	中村　修
教育長	石塚康英
副市長	伊藤　哲
副市長	黒澤伸行
総務部長	立野啓司
政策推進部長	渡来真一
財政部長	海老原輝夫
健康福祉部長	飯山貴与子
こども部長	香取美弥
まちづくり振興部長	森川和典
建設部長	原部英樹
都市整備部長	浅野和生
教育部長	飯竹永昌
消防長	岡田直紀
会計管理者	斉藤理昭
総務部次長	蛯原一雄
健康福祉部次長	関口勝己
都市整備部次長	稲葉克彦
総務課長	土谷靖孝
管財課長	山田英紀
高齢福祉課長	井橋久美子
農政課長	鈴木正美
環境対策課長	吉田卓也
管理課長	山田哲也
教育総務課長	澤部　慶
学務課長	石橋陽一
消防本部予防課長	満　健一
環境対策課副参事	秋田　諭
管理課副参事	倉持哲也

速報版・未校正

令和８年第３回取手市議会定例会議事日程（第１号）

令和８年９月２日（水）午前１０時開議

日程第１	会議録署名議員の指名	
日程第２	会期の決定	
日程第３	諸般の報告	
日程第４	議案第４１号	取手市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第４２号	取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
	議案第４３号	市道路線の認定について
	議案第４４号	市道路線の変更について
日程第５	議案第４５号	令和８年度取手市一般会計補正予算（第２号）
	議案第４６号	令和８年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第１号）
	議案第４７号	令和８年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
	議案第４８号	令和８年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
	議案第４９号	令和８年度取手市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第６	報告第　７号	令和７年度取手市健全化判断比率について
日程第７	認定第　１号	令和７年度取手市一般会計決算の認定について
	認定第　２号	令和７年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について
	認定第　３号	令和７年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
	認定第　４号	令和７年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
	認定第　５号	令和７年度取手市介護保険特別会計決算の認定について
	認定第　６号	令和７年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について
	認定第　７号	令和７年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について
日程第８	同意案第　３号	取手市教育委員会委員の選任に関する同意について
日程第９	諮問第　１号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第10	請願第１６号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
日程第11	市政に関する一般質問	
	①長塚　美雪　議員	
	②染谷　和博　議員	
	③久保田真澄　議員	

速報版・未校正

会議に付した事件

日程第１	会議録署名議員の指名	
日程第２	会期の決定	
日程第３	諸般の報告	
日程第４	議案第４１号	取手市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第４２号	取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
	議案第４３号	市道路線の認定について
	議案第４４号	市道路線の変更について
日程第５	議案第４５号	令和８年度取手市一般会計補正予算（第２号）
	議案第４６号	令和８年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第１号）
	議案第４７号	令和８年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
	議案第４８号	令和８年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
	議案第４９号	令和８年度取手市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第６	報告第　７号	令和７年度取手市健全化判断比率について
日程第７	認定第　１号	令和７年度取手市一般会計決算の認定について
	認定第　２号	令和７年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について
	認定第　３号	令和７年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
	認定第　４号	令和７年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
	認定第　５号	令和７年度取手市介護保険特別会計決算の認定について
	認定第　６号	令和７年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について
	認定第　７号	令和７年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について
日程第８	同意案第　３号	取手市教育委員会委員の選任に関する同意について
日程第９	諮問第　１号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第10	請願第１６号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
日程第11	市政に関する一般質問	
	①長塚　美雪　議員	
	②染谷　和博　議員	
	③久保田真澄　議員	

速報版 未校正

令和８年第３回取手市議会定例会会期日程

日次	期　日	曜日	会議	時　刻	議　　事
1	９月２日	水	本会議	午前 10 時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般質問（長塚・染谷・久保田議員）
2	９月３日	木	本会議	午前 10 時	一般質問（古谷・鈴木・佐藤・ 杉山議員）
3	９月４日	金	本会議	午前 10 時	一般質問（岡口・金澤・本田・遠山・ 落合議員）
4	９月５日	土	休会		
5	９月６日	日	休会		
6	９月７日	月	本会議	午前 10 時	一般質問（根岸・赤羽・海東・加増・ 佐野議員）
7	９月８日	火	本会議	午前 10 時	議案質疑・付託
8	９月９日	水	委員会	午前 10 時	総務文教常任委員会
9	９月 10 日	木	委員会	午前 10 時	福祉厚生常任委員会
10	９月 11 日	金	委員会	午前 10 時	建設経済常任委員会
11	９月 12 日	土	休会		
12	９月 13 日	日	休会		
13	９月 14 日	月	委員会	午前９時	一般会計予算・決算審査常任委員会
14	９月 15 日	火	委員会	午前９時	一般会計予算・決算審査常任委員会
15	９月 16 日	水	委員会	午後１時	一般会計予算・決算審査常任委員会
16	９月 17 日	木	委員会	午前 10 時	議会運営委員会
17	９月 18 日	金	本会議	午前 10 時	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会

速報版・未校正

議事の経過

午前 10 時　分開会及び開議

○議長（山野井　隆君）　ただいまの出席議員は 21 名で、定足数に達しております。

よって、令和８年第３回取手市議会定例会は成立しました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

これより、本日の議事日程に入ります。

○議長（山野井　隆君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、議長において、久保田真澄さん及び鈴木三男君を指名いたします。

○議長（山野井　隆君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期については、本日から９月 18 日までの 17 日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　異議なしと認めます。よって、会期は本日から９月 18 日までの 17 日間と決定いたしました。なお、会期中の会議予定については、サイドブックスに登載したとおりであります。

○議長（山野井　隆君）　日程第３、諸般の報告を行います。

まず、閉会中に行われました一部事務組合議会の報告については、サイドブックスに登載したとおり、常総地方広域市町村圏事務組合議会について、小堤　修君から、茨城県南水道企業団議会について、根岸裕美子さんから、取手地方広域下水道組合議会について、金澤克仁君から、利根川水系県南水防事務組合議会について、海東一弘君から、取手市外２市火葬場組合議会について、入江洋一君から、茨城県後期高齢者医療広域連合議会について、私、山野井　隆から報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山野井　隆君）　日程第４、議案第 41 号から議案第 44 号までを一括議題といた

速報版・未校正

します。ただいま議題となっております議案につきましては、８月 28 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 41 号から議案第 44 号までについて、会議規則第 37 条第３項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山野井　隆君）　賛成多数です。したがって、議案第 41 号から議案第 44 号までについて、会議規則第 37 条第３項の規定により、提出者の説明を省略することに決定しました。本会議における質疑は９月８日に行います。

○議長（山野井　隆君）　日程第５、議案第 45 号から議案第 49 号までを一括議題といたします。ただいま議題となっております議案につきましては、８月 28 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 45 号から議案第 49 号までについて、会議規則第 37 条第３項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山野井　隆君）　賛成多数です。したがって、議案第 45 号から議案第 49 号までについて、会議規則第 37 条第３項の規定により提出者の説明を省略することに決定しました。本会議における質疑は９月８日に行います。

○議長（山野井　隆君）　日程第６、報告第７号、令和７年度取手市健全化判断比率についてを議題といたします。ただいま議題となっております議案につきましては、８月 28 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。報告第７号について、会議規則第 37 条第３項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山野井　隆君）　賛成多数です。したがって、報告第７号について、会議規則第 37 条第３項の規定により、提出者の説明を省略することに決定しました。

質疑に先立ちまして、議員各位に申し上げます。質疑は議題となっている事件について疑義をただすために行う発言であります。したがって会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

速報版・未校正

○議長（山野井　隆君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（山野井　隆君）　日程第７、認定第１号から認定第７号までを一括議題といたします。ただいま議題となっております議案につきましては、８月 28 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。認定第１号から認定第７号までについて、会議規則第 37 条第３項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山野井　隆君）　賛成多数です。したがって、認定第１号から認定第７号までについて、会議規則第 37 条第３項の規定により、提出者の説明を省略することに決定しました。本会議における質疑は９月８日に行います。

○議長（山野井　隆君）　日程第８、同意案第３号、取手市教育委員会委員の選任に関する同意についてを議題といたします。ただいま議題となっております議案につきましては、８月 28 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。同意案第３号について、会議規則第 37 条第３項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山野井　隆君）　賛成多数です。したがって、同意案第３号について、会議規則第 37 条第３項の規定により、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第３号につきましては、会議規則第 37 条第３項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　異議なしと認めます。したがって、同意案第３号は、会議規則第 37 条第３項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論に先立ちまして、議員各位に申し上げます。討論は議会基本条例第 11 条にあるとおり、賛成・反対を明確にするものです。また、会議規則第 69 条に、表決には条件を付けることができないとあります。反対の内容をとうとうと発言して、終わってみれば賛成すること、及び何々を求めて賛成・反対との討論は行わないよう厳しく注意いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

速報版・未校正

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、同意案第３号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

本日、メールでお送りした入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○議長（山野井　隆君）　全員の入室を確認しました。

同意案第３号、取手市教育委員会委員の選任に関する同意について、櫻井由子氏の選任に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井　隆君）　採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、同意案第３号については、櫻井由子氏の選任に同意することに決定しました。

○議長（山野井　隆君）　日程第９、諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。ただいま議題となっております議案につきましては、８月 28 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。諮問第１号について、会議規則第 37 条第３項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山野井　隆君）　賛成多数です。したがって、諮問第１号について、会議規則第 37 条第３項の規定により、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第１号につきましては、会議規則第 37 条第３項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　異議なしと認めます。したがって、諮問第１号は会議規則第 37 条第３項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、諮問第１号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認し

速報版・未校正

てください。

諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、島田三郎氏が適任であると答申することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井　隆君）　採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、諮問第１号については、島田三郎氏が適任であると答申することに決定しました。

○議長（山野井　隆君）　日程第 10、請願第 16 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題といたします。

請願紹介議員の紹介に関する発言を許します。

関川　翔君。

〔11 番　関川　翔君登壇〕

○11 番（関川　翔君）　おはようございます。会派みらい、関川　翔です。請願第 16 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願についてです。

請願趣旨です。学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など、複雑化・多様化する課題への対応が求められています。こうした中、子どもたちの学びを保障し、教育の質を高めるためには、教職員が教材研究や授業準備に十分な時間を確保できる環境の整備が必要です。そのため、加配教員の増員や少人数学級の推進など、教職員定数の改善を図ることが重要でございます。また、自治体の財政力によって教育環境に格差が生じることのないよう、義務教育費国庫負担制度を堅持・拡充するとともに、学校の働き方改革を実効性のあるものとするため、必要な財政措置を国に求めるものでございます。

請願事項です。

１、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少人数学級の推進など、教職員定数の改善を進めること。

２、教育の機会均等と教育水準の維持・向上を図るため、地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

３、自治体が実効性のある働き方改革を実施できるよう、必要な予算措置を講じること。

以上の内容について、政府への意見書を提出することを求めるものです。

以上、地方自治法第 124 条の規定により請願いたします。

子どもたちの未来のために、そして先生方が安心して教育に専念できる環境をつくるために、皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山野井　隆君）　以上で、請願の紹介に関する発言が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

速報版・未校正

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第16号については、請願文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

○議長（山野井　隆君）　日程第11、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第62条第１項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務について、ただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み１人60分以内です。また、１回目の質問は30分以内で行うこととします。

それでは、質問通告順に従い質問を許します。

初めに、長塚美雪さん。

〔１番　長塚美雪君登壇〕

○１番（長塚美雪君）　皆様、おはようございます。創和会、長塚美雪です。では、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

長かった夏休みも終わり、昨日から子どもたちは学校へ登校しております。朝、通学する子どもたちの姿を見て、わくわくする子、おしゃべりを楽しんでる子、あくびをしている子、眠そうな子――いろんな子どもたちがいて、日常が戻ってきたなと感じているところです。

新学期を楽しみに迎える子どもがいる一方、学校へ向かうことに不安や悩みを抱えている子どもたちもおります。今回の一般質問では、まず、そうした子どもたちも含めた、子ども・若者への切れ目のない支援について伺います。そして２つ目は、生成ＡＩを活用したこれからの自治体経営についてです。一見すると異なる２つのテーマですが、共通しているのは、社会や環境の変化に合わせて、行政の仕組みも変化していく必要があるという点です。今ある制度や仕組みを生かしながら、支援が届きにくくなっているところはないか、また新しい技術を活用することで、より効率的でよりよい行政サービスにつなげられないか、そうした視点から具体的に質問してまいります。

資料使いますので、席を移動させていただきます。

〔１番　長塚美雪君質問席に移動し、資料を示す〕

○１番（長塚美雪君）　取手市では、市長が特に重きを置き、力強く推進している施策の

速報版・未校正

一つに、こどもまんなか社会の実現があります。これまで本市では、妊娠期から出産・子育て・就学そして学校生活へと、それぞれの段階に応じた支援体制の充実が図られてきました。また、取手市こども計画においても、ライフステージに応じた切れ目のない支援が掲げられています。６月から始まった産婦人科・小児科オンライン相談は、着実に利用が伸びており、昨日、出発式が行われた、おむつ定期便、５歳児健診も、これから実施が始まり、期待がされるところです。

こうした取組を評価する一方で、子どもの成長を一つの時間軸として見ていくと、まだ支援の切れ目が生じやすい場面があるのではないかと感じています。今回は、その中から２つに焦点を当てます。

１つは、小学校において、教室に入りづらくなった子どもの学び場・居場所をどう確保するか。もう１つは、義務教育を終えた15歳以降、学校などの所属が変わったりして――なくなったりしても、自治体とのつながりをどう切らさないか。この２つの視点から、子ども・若者への切れ目のない支援を、さらに充実させるための取組について伺います。

まず、小学生の多様な学び場・居場所についてを伺います。教室には入りづらい、しかし学校には行きたい。大人数の教室や音などに負担を感じる一方で、落ちついた環境であれば学習できる――こうした子どもたちがいます。一方で、通常の教室で過ごすことが難しくても、特別支援学級等の対象とはならない場合、校内で安心して過ごせる選択肢は限られております。実際に、別の落ちついた環境で学ぶことができたことで、学校に通い続けることができたという保護者の声も伺っております。学校においても、子どもの変化や困り事の兆しを早期に捉え、学校とのつながりが途切れないよう、様々な支援に取り組んでいただいております。その上で、私は子どもが教室に入りづらいと感じたときにも、学校とのつながりを維持できる選択肢の一つとして、教室以外にも安心して過ごし、学べる居場所――いわゆる、校内サポートルームを用意しておくことが重要だと考えております。これまでの答弁からも、教室以外に安心して過ごせる居場所を設けることで、自分のペースで学習や活動に取り組めること、長期間登校できなかった生徒が登校できるようになった事例など、校内に安心して過ごせる居場所を確保する必要性や効果については、市も認識しているものと理解をしております。そこで、小学校における教室以外の学びの場・居場所について、現在どのように確保しているのか、また、その運営上の課題と、小学生にも、こうした居場所を確保する必要性について改めてお伺いします。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

〔教育長　石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君）　それでは、長塚議員の御質問に答弁をさせていただきます。児童生徒を取り巻く環境が大きく変化する中、不登校生徒数の状況は全国と同様、増加傾向になっているところです。教育において大切なことは、大人が子どもの気持ちを理解すること――理解しようと努めることだと考えています。本市におきましては、全員担任制チーム指導、あるいは教育相談システムなどを通して、複数の教職員が子どもの小さな変化に気づき、早期に外部の専門家との連携も含めて、対応を図っているところでございます。

こうした取組によりまして、不登校につきましても、教室や相談室等へ断続的に登校できるようになった児童生徒が増えてきていると、そういった成果も上げられているところです。今回の、小学校における校内サポートルームの御質問を頂戴したところですが、現状といたしましては、現在、全ての中学校への設置が完了し、不登校対応支援員による校内サポートルームの環境整備だけではなく、学校に対しまして、学習の進め方などの指導・助言を行い、個々の学校に合わせた対応を進めているところです。その他の状況につきましては、担当部長より答弁させていただきたいと思います。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長　飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君）　それでは、長塚議員の御質問に御答弁させていただきます。先ほど教育長答弁にもございましたが、中学校におきましては全校で校内サポートルームの設置及び運用が進んでいるところです。一方、小学校におきましては、各校において児童が落ちついて過ごすための学習スペースなどの確保はされているものの、中学校とは異なりまして、学級担任の数が、人員配置の基本となっております。校内での人員に限りがあることから、専任の人員を配置することが難しく、担任だけではなく、養護教諭や特別支援担当教員等が関わるなどをしてまして、個別に場所を確保しているところでもございます。また、学習支援につきましては、１人１台端末を活用し、授業をオンラインでつないだり、ＡＩドリルなどで学習を行っているところでもございます。自分のクラスに入りづらい児童が、落ちついてく――落ちついた空間の中で、自分のペースで学習や生活ができ、安心して過ごせる居場所と支援体制の確保は重要な課題であると認識しております。引き続き学校と連携を図りながら、効果的な運営について検討を進めてまいりたいと思っております。

〔教育部長　飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　長塚美雪さん。

○１番（長塚美雪君）　居場所と支援体制の確保は重要であると。ただ、人員配置が課題であるということでした。では、今部長の答弁にもございました、中学校のサポートルームについて伺ってまいります。取手市の中学校では、先ほどもありましたが全校にサポートルームが設置されております。利用の仕方も様々で、教室の騒音が気になっても、サポートルームであれば勉強ができる生徒、基本的にはサポートルームで過ごしながら、特定の教科だけ行く生徒、サポートルームから部活へ行く生徒、それぞれの状況に応じた使われ方をしていると伺っております。また、非常に印象的だったのが、周囲の生徒がサポートルームを特別な場所としては捉えておらず、友達が迎えに来たりするということもあるということでした。私自身もどこかでサポートルームは――利用する子は、少し配慮が必要なのかなというイメージもありました。しかしながら、実際の学校現場では、サポートルームが一つの学び方、一つの居場所として、自然に受け入れられているということを知り、私自身の認識も大きく変わりました。そこで、中学校のサポートルームについて、利用状況や、教室復帰なども含め、設置後の効果をどのように評価しているのかを伺います。

議事録 未校正

○議長（山野井　隆君）　教育総合支援センター長、仲田敦夫君。
○教育総合支援センター長（仲田敦夫君）　長塚議員の御質問に答弁させていただきます。令和７年度に、校内サポートルームを全ての中学校に設置することができました。また、今年度より、不登校対応支援員を２名任用し、校内サポートルームの環境整備や、学校に応じた課題の解決のため、指導助言を行っております。校内サポートルームが設置されたことで、少しずつ学校に登校できる生徒が増えており、学びの場の確保につながっております。また、進級の際に、友人や先生からの働きかけにより教室に復帰する生徒や、教科によって、教室に行ける生徒もおります。生徒本人や保護者の希望や状況に応じて学びたいと思ったときに、身近な学校内で多様な学びにつながり、社会的自立の力が育まれたものと考えております。以上でございます。
○議長（山野井　隆君）　長塚美雪さん。
○１番（長塚美雪君）　では、具体的な利用者の数について、お示しいただけますでしょうか。
○議長（山野井　隆君）　教育総合支援センター長、仲田敦夫君。
○教育総合支援センター長（仲田敦夫君）　答弁させていただきます。昨年度の校内サポートルームの常時利用生徒は68名ですが、この数字は不登校の生徒ではなく、登校はしているものの、教室には入れず、校内サポートルームを利用している市全体の生徒数となります。そのうち９名が年度途中で教室に完全復帰をしております。また、教科によって教室に行ける生徒は18名おりました。今後も調査を続け、学校と連携しながら、生徒の居場所づくりに努めてまいります。以上です。
○議長（山野井　隆君）　長塚美雪さん。
○１番（長塚美雪君）　今お示しいただいた数字については、不定期で利用する生徒は含まれてないと事前調査で伺っております。また学校ごとに運営方法や、利用の仕方も異なり、常時利用するのではなく必要なときだけ利用する生徒もいると伺っております。今お示しいただいた数字だけで、サポートルームの利用実態の全てをあらわしているわけではないと理解しておりますが、その認識でよろしいでしょうか。
○議長（山野井　隆君）　教育総合支援センター長、仲田敦夫君。
○教育総合支援センター長（仲田敦夫君）　答弁させていただきます。その認識で大丈夫でございます。
○議長（山野井　隆君）　長塚美雪さん。
○１番（長塚美雪君）　人数だけでなく、必要なときに利用する生徒も含めて、それぞれの状況に応じた多様な使われ方をしているということが分かりました。では、こうしたサポートルームは、なぜ、中学校からまず６校を設置したのか、お願いいたします――理由をお願いいたします。
○議長（山野井　隆君）　教育総合支援センター副参事　唐口　薫さん。
○教育総合支援センター副参事（唐口　薫君）　ただいまの質問にお答えさせていただきます。小学校と中学校の校内サポートルームは、将来の進路や学習の進め方など、目的の重さや年齢、自立度に応じた支援の違いがございます。中学校では、学校に登校できなく

速報版・未校正

ても、学習を遅らせず、進路の実現に向けた学力の保障や、進路決定のサポートをすることが主な目的になっております。そのため、個別のペースに合わせた学習のサポートをすることが主な――失礼しました。そのため、個別のスペースに合わせた学習のサポートや不安等の支援が重要となります。小学校では、集団生活に慣れることや、学校は楽しい場所であるという認識を取り戻すために、遊びや生活習慣の改善、基礎的な学習の遅れを取り戻すことが中心となります。そのため、中学校から校内サポートルームの設置を進めてまいりました。小学校の設置に関しましては、必要であるという認識には変わりはありませんが、校内サポートルームを利用する児童の年齢や実態により、どのような環境づくりを行っていくかにつきましては、設置する学校とのすり合わせを十分に行い、進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　長塚美雪さん。

○１番（長塚美雪君）　今答弁にもございましたが、小学生と中学生では、発達段階によって必要となる支援が違うということだったかと思います。だからこそ、小学生の発達段階や一人一人の実態に応じた居場所の在り方を考えていく必要があるのではないでしょうか。特に、小学生は自分が何に困っているのか、なぜ教室に入りづらいのかを十分に言葉で説明することが難しい場合もあります。教室に入るか学校を休むかという２択になる前に、今日は教室ではなくサポートルームへ行こう、そう思える第３の選択肢が校内にあることは、学校とのつながりを保つ一つのセーフティーになると考えております。必要性が認識されていても、実際にその選択肢をつくるためには、乗り越えなければいけない課題があります。やはり大きな課題となるのが、冒頭部長答弁にもございました人材確保です。小学校における校内の居場所の必要性や課題については、これまでも議会で議論がされてまいりました。令和８年３月の総務文教常任委員会では、小学校へのサポートルーム設置について、予算と人材確保が課題であり、人材については市教職員に限らず、多様な選択肢を研究していくとの答弁がございました。必要性については認識されている、中学校では、既に実績も出ている。それでも、小学校へ展開を進める上で、人材が壁になっているのであれば、次に必要なのはその人材をどう確保するかという具体策です。具体的にどのような人材や配置方法について検討してきたのでしょうか。お願いします。

○議長（山野井　隆君）　教育総合支援センター長、仲田敦夫君。

○教育総合支援センター長（仲田敦夫君）　ただいまの御質問に答弁させていただきます。小学校への校内サポートルームの設置の進捗には、人的要因が一番大きいと考えております。中学校は教科担任制をしいており、授業の空き時間がある教員がおり、調整の中で校内サポートルームに配置する教員の対応が可能となり、運営をしている状況です。しかし、小学校の教員配置は学級担任制が基本であり、加配措置がない限り、校内サポートルームに配置できる教員はおりません。中学生は各自の学習計画に基づいて自ら学習を進めていくことも可能ですが、小学生の場合には学習の進め方に大きな違いがあります。そのため、小学校の校内サポートルームについては、利用する児童の年齢や実態により、より専門性のある職員の配置が必要であると考えております。その際、各市町村が独自に専門性のある職員を確保していくことも軽微に行えることではないため、茨城県市町村教育長協議会

速報版・未校正

も、校内フリースクールの設置促進や充実のための専任教員の配置について、茨城県教育委員会に対し要望を行っているところです。こうした状況の中、引き続き加配教員の配置について県に対して働きかけるとともに、多様な職種の人材確保に向けた検討と効果的な運営について、調査研究を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（山野井　隆君）　長塚美雪さん。

○１番（長塚美雪君）　近隣自治体では、校内サポートルームが設置されているところもございます。ぜひ近隣自治体、先進自治体なども研究していただき、人材の配置、運営方法についても、研究を進めていっていただければと思います。

もう一点、小学生だからこそ考えなければならない視点があります。実際に子どもが学校に行けないとき、子どもを１人で自宅に残すことができず、仕事を休んだり、働き方を調整しながら対応している保護者もいます。こうした状況が長期化すれば、子ども本人だけでなく、保護者の就労や家庭生活にも影響が及びます。つまり、小学校に安心して過ごせる校内の居場所を確保することは、第一に子どもの学びや学校とのつながりを支えるためのものですが、同時にその家庭を支えるという側面もあるのではないでしょうか。子どもが安心して過ごせる場所があり、家庭の生活も安定する――そのことが結果として、子ども自身の安心にもつながっていくと考えております。こうした子どもの学びや居場所の問題が、保護者の就労、家庭生活にも実際に影響していることについて、市はどのように認識しているのでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　教育総合支援センター長、仲田敦夫君。

○教育総合支援センター長（仲田敦夫君）　答弁させていただきます。センターでの相談におきましても、子どもの登校渋りや不登校は、保護者が就労を継続する上でも、少なからず影響しているという話は聞いており、課題として認識しております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　長塚美雪さん。

○１番（長塚美雪君）　こうしたことを考えても、小学校における校内の居場所づくりは、検討を一歩先に進めてほしいと――いただきたいと思います。人材確保をはじめ、小学校への設置には様々な課題が課題があることは理解をしております。だからこそ、最初から全校一致で展開するのではなく、まず１校からやってみる、それでどのような人材や運営方法が適しているのか、またどのような効果や課題があるのかを検証しながら、取手市の小学校に合った形をつくっていく――そうしたスモールスタートも一つの方法だと考えますが、教育委員会としては、いかがお考えでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君）　お答えさせていただきます。教育委員会といたしましても、小学校における校内サポートルームの設置の必要性につきましては、十分に認識しているところでもございます。しかしながら、先ほどの答弁にもありましたとおり、小学校においては人員の確保が大きな課題となっているところでもございます。加配職員の配置について、県教育委員会との連携によりまして、職員の配置が可能となるなど、設置に向けまして、そちらに関する諸条件が整い、サポート体制が整えられる学校につきましては、先行して導入することも見据えまして、引き続き学校と連携を図っていきたいと考えており

速報版・未校正

ます。
○議長（山野井　隆君）　長塚美雪さん。
○１番（長塚美雪君）　一日も早い実施を期待しております。教室以外にも、ここなら行ける居場所と思える場所があるということは、子どもにとって大きいかと思います。ぜひ今後の取組に期待をしております。次の質問に移ります。
　続いて、義務教育終了後の15歳以降の若者への支援について伺います。文部科学省の令和６年度調査によると、茨城県の高校中退・退学者は1,849人、中退・退学率は1.8％で、全国平均の1.4％を上回っています。義務教育の間は、学校を通じて子どもの状況を把握し、必要に応じて様々な支援につなぐことができます。一方、中学校を卒業すると高校へ進学する、就職するなど、それぞれの進路へ進みます。そしてその後に、学校を中退したり、仕事を辞めたり、あるいは、どこにも所属しない状況になった場合、市としてその若者の状況を把握することが難しくなり、必要な支援につながりにくくなることも考えられます。そこでまず、義務教育終了後、特に学校や仕事などの所属がなくなった若者について、市として状況を把握し、必要な支援につなぐ仕組みは、現在どのようになっているのかを伺います。
○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。
こども部長、香取美弥さん。
〔こども部長　香取美弥君登壇〕
○こども部長（香取美弥君）　長塚議員の御質問に答弁させていただきます。中学校卒業後の子どもへの支援につきましては、義務教育期間中と比べ、学校を初めとする支援機関との接点が少なくなりますので、不登校や高校中退、ひきこもり、家庭内での困難など、支援を必要とする子どもを行政が把握することが難しく、悩みを抱えている子どもや家庭が、市の相談機関につながりづらいという状況が推測されます。本市では、こども家庭センターや青少年センター、学校教育総合せ支援センターなどが連携し、子どもや家庭が抱える様々な家庭への相談支援に取り組んでいるところでございます。こども相談課では、所属の有無にかかわらず、18歳までの子どもの相談や子育ての相談、御家庭の相談などに対応をしております。中学校卒業後も支援を途切れさせることなく、必要な支援につなげていくことは、子ども真ん中の視点からも重要であると考えておりますので、今後も各関係機関と情報共有を図り、中学校卒業後も継続した支援の実施が図られるよう、体制づくりを進めてまいりたいと考えております。
〔こども部長　香取美弥君答弁席に着席〕
○議長（山野井　隆君）　長塚美雪さん。
○１番（長塚美雪君）　では、実際に15歳以上の子どもたち、こども相談課青少年センターなどの窓口がありますが、どのような相談が寄せられ、どのような課題を感じているのかについて伺います。
○議長（山野井　隆君）　こども相談課長、樋口康代さん。
○こども相談課長（樋口康代君）　御質問にお答えさせていただきます。こども相談課における15歳以降の相談状況についてですが、令和７年度は22件となっております。相談

経路としましては、学校、関係機関、保護者などからとなっております。子ども自身から直接の相談というよりは、児童が学校の先生などへ相談し、当センターにつながったり、児童相談所から家庭での支援を引き継いで継続的に支援しているケースなどがあります。課題としましては、中学校卒業後も、困ったときには市に相談できるという、そういった認識が子ども本人に十分認識されていない部分があるかと思います。中学校在籍中から、こうしたことを本人と保護者に伝え、相談窓口の情報を渡すなど、相談への心理的なハードルを下げることが必要だと考えております。また、困ったときに、１人で囲い込まず、周囲に助けや支援を求める力を育んでいくことが必要だと考えます。子どもたちには、市としての身近な相談窓口を子どもたちに認識していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山野井　隆君）　教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君）　それでは、青少年センターに関して御答弁させていただきたいと思います。青少年センターにおける相談状況と課題についてでございます。相談状況につきましては、令和７年度の実績としまして、高校生が 10 名、大学生が１名、18 歳以上の有職者が７名、無職者が２名の合わせて 20 名となっております。男女別では男性が 12 名、女性が８名となっており、相談内容につきましては、学校生活や進路、家庭対人関係など様々な悩みに関するものとなっております。また、課題についてですが、15 歳以降は、進学や就職などにより生活環境が変化する一方、高校中退や無職、ひきこもりなどによりまして、学校や就労先などの所属を失うことで、相談先や支援につながりにくくなる場合がございます。また、青少年相談は、青少年センターは、相談の入り口や専門機関への橋渡しを担うものであり、相談者が抱える課題を青少年センターだけで解決することには限界があるものと考えております。そのため、相談内容に応じまして、より専門的な支援を行う関係機関につなぎ、その後も必要に応じて連携していくことが重要であると認識しております。

○議長（山野井　隆君）　長塚美雪さん。

○１番（長塚美雪君）　こども相談課では、学校の先生だったり継続的な支援の中で、相談につながっているということだったかと思います。では今、答弁いただいた青少年センターについて、もう少し伺います。事前調査では、15 歳以上からの相談も多く、新規の相談よりも、やはり一度相談につながった方の継続的な相談が多いと伺っております。新規相談と継続相談の状況について、お示しください。

○議長（山野井　隆君）　子ども青少年課長、大隅正勝君。

○子ども青少年課長（大隅正勝君）　お答えさせていただきます。青少年センターにおきます 15 歳以降の新規相談と相談状況についてということで。まず、新規相談の対象となる方でございますけども、令和７年度は新規の相談はなく、令和８年度は８月末現在で対象者２名から相談を受けております。内訳は、高校生１名が学校生活について、無職者１名が家庭生活についての相談となっています。次に、継続の状況でございます。令和７年度の相続相談【「相続相談」を「継続相談」に発言訂正】でございますけども、こちらは高校生 10 名、大学生１名、18 歳以上の有職者７名、無職者２名の、合計 20 名について

速記版・未校正

相談を受け付けています。相談内容につきましては、学校生活、進路、不登校、家庭生活、就業など多岐にわたっております。特に18歳以上では、就業や家庭生活に関する相談が多くなっている状況です。また、継続相談の中には、特定の相談者が頻繁に来所しまして、相談を重ねる中で、青少年センターが安心して過ごせる場所の一つとなっている、そういった事例もございました。以上でございます。

○議長（山野井　隆君）　長塚美雪さん。

○１番（長塚美雪君）　今の数字からも、一度、青少年センターにつながれば、その後も継続して相談ができる関係がつくられているということが分かります。これは非常に大切な機能だと思っております。一方で、相談件数では見えてこない若者もいるのではないかと考えますが、潜在的な相談ニーズについて、どのように認識をされているでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　子ども青少年課長、大隅正勝君。

○子ども青少年課長（大隅正勝君）　お答えさせていただきます。その前に、先ほどの私の答弁の中で「継続相談」を「相続相談」と言ってしまったので御訂正をお願いいたしたいと思います。

○議長（山野井　隆君）　訂正を認めます。

○子ども青少年課長（大隅正勝君）　それでは、青少年センターの潜在的な相談ニーズということの認識についてお答えをさせていただきたいと思います。青少年センターに相談に訪れている方、こちらはあくまでも、相談窓口につながっている方でして、悩みや困難を抱えていても、相談につながっていない若者もいるものと考えております。特に、学校や就労先などの所属がなくなった若者は、相談先そのものが分からなくなったり、相談することへの抵抗感などから、支援につながりにくい場合もあると認識しているところでございます。このため、現在の相談件数で、潜在的な相談ニーズを全体を判断することは、非常に難しいものと考えております。そのため相談につながっていない若者にも必要な情報が届くよう、相談窓口の周知を図ることが重要であると考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　長塚美雪さん。

○１番（長塚美雪君）　相談窓口にたどり着いていない若者について、認識をされているということでした。相談員の方とちょっと直接お話をしました。ここに来るのは本当に氷山の一角だと。ここに来てない若者たちにも手を差し伸べたいというお話をしておりました。またそのために、学校に出向いたりして、チラシを配ったり周知の活動もしていると、おっしゃられておりました。相談窓口があることと、支援を必要としている若者が実際にそこにつながれるということは別です。どうすれば最初の接点をつくれるのか。そこで一つ提案をいたします。所属がなくなってから、行政が若者を見つけ、支援につなぐことは容易ではありません。では、全員が中学校という所属を持っている卒業前に、人のつながりを残しておくという発想が必要かと思います。卒業しても困ったときには取手市につながれる、そんな細いと残しておくということです。

スライドお願いします。

〔１番　長塚美雪君資料を示す〕

○１番（長塚美雪君）　例えば、子ども・若者向けの公式ＬＩＮＥを、中学校卒業前に全

校生徒へ案内し、希望する生徒に登録してもらうということです。卒業後も、相談窓口だけでなく居場所・学び・就労、若者に必要な情報を届ける、今すぐ必要としていなくても、半年後・１年後・数年後に、取手市とつながっていたと思い出してもらえる設定にもなります。スライドありがとうございました。こういった、市とのつながりが薄くなる前に、緩やかなつながりをつくることも必要かと思いますが、見解をお伺いします。

○議長（山野井　隆君）　こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君）　御質問にお答えいたします。御提案をいただきましたＬＩＮＥなど――公式のＬＩＮＥなどについて、スマホでアクセスできる相談先として、また子どもに受け入れやすいツールであると認識しております。身近な家族や友人にも言えない悩みを抱えたときに、思いを吐き出す場があることは、心の安定が図られることにつながり、そのための一つの手段にもなるだろうと考えます。厚生労働省などのホームページなどから、相談先を確認してみましたところ、24 時間対応のチャット相談など複数の相談先の情報が掲載されており、10 代、20 代の少年、少女が悩みなどを書き込める掲示板では、家族や学校、健康、不登校など様々なや悩みがつぶやかれ、自分以外の悩みを見て、自分だけではないと感じられるものとなっておりました。茨城県においても、子どもホットラインや「いばらき子どもＳＮＳ相談」、少年相談コーナー、思春期相談など、様々な相談先を設置しており、子ども、若者にとっては、スマホで利用できる複数の相談ツールをお知らせすることも有効ではないかと思われます。現状におきましては、義務教育在学中に、市の相談先や、こうした複数の相談ツールについて重ねてお知らせをし、卒業後にも相談ができるということを意識づけしていくことに重点的に取り組んでまいりたいと考えております。具体的には、市を含めた複数の相談先を見やすく一覧にしたチラシを作成し、各生徒へ配布していきたいと考えております。配布する優先的なタイミングとしましては、中学校卒業時を想定しており、卒業後も困ったときには相談できることを認識していただけるよう努めたいと思います。また、長期休暇である夏休み前の配布などについても効果的ではないかと考えますので、関係部署と調整してまいりたいと思います。また今年度は、こどもまんなか応援サイトが開設されます。サイトの中でも相談先情報を掲載したり、市のホームページなどによる情報発信にも積極的に取り組んでまいりたいと思います。御紹介いただきましたツールであったりというものにつきましても、他の自治体の運用状況などを確認しながら研究をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（山野井　隆君）　長塚美雪さん。

○１番（長塚美雪君）　ぜひ――どうしてもチラシだと、すぐ必要なときに見れないというのもあるので、プッシュ配信で、たまに１か月に１度でも配信されて、ふと思い出せるような形がＬＩＮＥとしては有効かと思います。是非、御検討のほうよろしくお願いします。

次に、高校との連携については、いかがでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　こども相談課長、樋口康代さん

○こども相談課長（樋口康代君）　お答えいたします。高校中退や長期欠席などの背景ですが、それぞれ様々な事情があるかとは存じます。こども相談課では、事情にかかわらず、

高校や本人、保護者などから御連絡や御相談を頂くことで、高校を初めとする関係機関と情報共有や連携を図り、ニーズに応じた支援につなぐなど、必要な対応をさせていただいております。しかしながら、高校中退や長期欠席といった内容自体がデリケートであることから、御連絡や御相談をためらう方がいらっしゃることもあるかと思います。子ども相談課におきましても、現状中高校中退や長期欠席などの生徒を自力で把握する手だてはなく、介入にはあくまでも高校や保護者、あるいは子ども自身などから御連絡や御相談を頂くことが必要になっています。こうしたことから、市が高校渋滞や長期欠席の事案に介入し、高校との連携を図っていくためには、まずは子ども自身や保護者、高校なども含め、卒業後でも相談できる窓口を広く認知していただくことが重要であると考えております。先ほどの答弁の中でも、中学校卒業するタイミングで子どもたちに相談先を配布すると答弁させていただいたんですけれども、今後は市内の高校も訪問させていただきまして、市の相談窓口の周知や、スマホからアクセスできるようなツールだったり掲示板だったりというものについても、高校生や先生方に周知していくことについて御協力をお願いしたい考えです。また、気になる生徒がいた場合には、先生方から、市などの相談先を御案内いただくなど、１人でも多くの子どもたちが相談先につながるよう、高校との連携を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　長塚美雪さん。

○１番（長塚美雪君）　高校を訪問して、協力をお願いするということなので、ぜひよろしくお願いします。今、答弁の中で、窓口という言葉がございました。どうしても――最後に考えていただきたいのは、若者にとっての相談の入り口です。若者が抱える悩みは一つだけではなく、教育、家庭、福祉、就労など多岐にわたり、一つで完結するとは限りません。若者自身がそれぞれの相談に向かうのではなく――相談窓口を探すのではなく、困ったらここにつながればいいと思われる、そういった窓口――総合的な窓口の入り口を用意する必要はあるのではないでしょうか。国も、子ども・若者育成支援推進法に基づく、子ども・若者総合相談センターというものが位置づけられております。新たな施設を造るということではなく、こども相談課、青少年センターという機能を生かして、そういった総合相談窓口機能を設けていくことについての見解をお伺いします。

○議長（山野井　隆君）　こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君）　お答えいたします。今、議員のほうでおっしゃられましたように、あらゆるニーズ――複雑なニーズに一つの機関のみで対応することは困難となっております。相談のニーズに応じた支援を提供する体制のコーディネート、関係機関との連携が必要になってまいります。こうした支援のコーディネート――つなぎ役を担う機関ともなっている、子ども・若者総合相談センターにつきましては、現在、当市でも設置には至っていない状況にはなっております。現状、当市では、18 歳未満の子ども、若者が抱える様々な悩みや課題などに対して、青少年センターやこども相談課が相談窓口となり、ニーズに応じて、教育や保健、福祉部門など関係各所で情報共有や連携を図り、横断的な支援の実施に努めているところでございます。当市としましては、18 歳未満の子ども・若者に対し、青少年センター、こども相談課など、幅広い相談窓口にはなりますが、

相談窓口を維持しまして、引き続き相談者のニーズに応じた関係各所が連携して、専門性やノウハウを生かしながら適切な支援を提供できるように努めてまいりたいという考えです。また、やはり窓口の周知ということでこども家庭センター――こども相談課になりますが、中学校を卒業した後も、卒業相談できる窓口となっていることについて広く認知していただけるように、周知・広報、情報発信に努めてまいりたいと考えているところです。

○議長（山野井　隆君）　長塚美雪さん。

○１番（長塚美雪君）　子ども家庭センターの周知、是非とも15歳以降の若者についても、自分たちも相談できる場所だということについて、認知のほう――周知のほうよろしくお願いします。今回、小学校の居場所と義務教育修了後の若者支援という２つの課題を取上げました。一見すると別の課題ではありますが、根底にあるものは同じです。学校とのつながりを切らさない自治体とのつながりを切らさない、そしてその先の社会とのつながりを切らさない。成長していく中で、困ったり立ち止まったりしても、取手市内にはつながれるという細い道を残しておく、それが切れ目のない支援であり、子ども真ん中社会のさらなる一歩だと考えております。その先、子どもの成長を社会につながっていくところまで見据えて、市全体で支えていくことについてのお考えについてお願いします。

○議長（山野井　隆君）　こども部長、香取美弥さん。

○こども部長（香取美弥君）　御答弁させていただきます。こどもまんなか社会の実現に向けては、中学校の義務教育の終了を一つの区切りとして支援を終えるのではなく、中学校卒業後も、高校、就労、社会的自立まで、切れ目なく支えていくことが必要であると考えております。不登校やひきこもり・いじめ・虐待・貧困など、子どもや若者が有する問題は一つの視点だけでは解決することは困難であり、またケースによっては専門的な知識やスキルを持つ人材が必要となります。中学校卒業を支援の終わりにしないという考えの下、子ども・若者が孤立することなく、いつでも誰かとつながることができる環境を整えることが重要であると考えます。本市としましては、学校やこども家庭センター、青少年センター、高校、民間団体などとの連携をさらに強化して、15歳以降の子ども・若者を継続的に見守り、必要な支援につなぐ仕組みを検討してまいりたいと考えております。

○議長（山野井　隆君）　長塚美雪さん。

○１番（長塚美雪君）　すみません。最後に、ちょっと時間ないんですけど一言だけ。昨日、朝、痛ましい事故が常磐線であったかと思います。中学生の子だったかと思うんですけど、文部科学省も通知を出していて、自殺者が８月後半から増加して、休業明けの９月１日に多くなる傾向ということを示しています。教育委員会からは、８月の下旬にホームアンドスクールで案内がございました。これって教育委員会だけのお話ではないと思うんですね。こども部で、こどもまんなか社会をやっていく。それは、こども部としても発信をするべきだったかなと私は考えています。ぜひ、こども部の役割というところを改めて、連携についてもしっかり協議していただいて、こどもまんなか社会の実現に向けて御尽力いただきたいと思います。これで、この質問は終わりにします。

次に、取手市では、2004年８月【「2004年８月」を「2024年８月」に発言訂正】に生成ＡＩを活用した議会答弁書作成支援システムを導入し、全職員が利用できる環境を整備

するなど、全国に先駆けて、先生への活用を進めてきました。導入当時の答弁では、ＡＩを単なるツールではなく、業務を補助する職員の１人として捉え、様々な業務で活用することで、行政サービス全体の質の維持向上を図っていくとの考えが示されております。また、答弁書以外にも、文書作成アイデア出しなどへの活用が可能であり、さらなる積極的な活用を進めるとの答弁もございました。それから、約２年が経過しました。ＡＩそのものも、この２年間で大きく進化をしております。人口減少が進む中、限られた職員で多様化、複雑化する行政課題に対応していくためには、生成ＡＩを導入しているだけではなく、職員が実際の業務の中で使いこなしていく段階へ進むことが重要だと考えております。そこで今回は、自治体の経営の根幹でもある予算と政策の二つの面から、生成ＡＩをどのように活用できるのかを伺います。まず、財政課に伺います。本市の予算編成査定業務において、現在生成ＡＩをどのように活用しているのか、また課題についても伺います。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

財政部長、海老原輝夫君。

〔財政部長　海老原輝夫君登壇〕

○財政部長（海老原輝夫君）　長塚議員の御質問に答弁をさせていただきます。現在、市が活用しております生成ＡＩによる業務支援システムは、市が発出する通知文の作成や各種会議の議事録の作成、議会の答弁書や説明資料の作成など、日常の様々な業務に生成ＡＩを活用することで、業務の効率化につなげているものでございます。このシステムを予算編成などで活用した成果と課題といった御質問でございますが、このシステムは機密情報漏えい防止の観点から、生成ＡＩに取り込む情報の保存や二次利用を制限することなどにより、高いセキュリティー性を確保しているものでございます。その分だけ、現在、一般的に使われている生成ＡＩよりも、機能や能力が限定されている面もございます。現時点におきましては、明確な成果や活用事例というものがあるものではございませんで、このシステムを用いて、どのような効率化や省力化、新たな視点の創出をできるかは、現在、模索中の段階でございます。ＡＩ技術は日進月歩で革新を続けているところでございまして、いずれこのような制限された環境でも、高い効果を発揮できるようになるものと期待をされております。また、生成ＡＩは、扱う職員の側におきましても習熟が必要であり、今のうちから活用していくことが必要と考えております。このようなことから、生成ＡＩの活用に当たりましては、システムそのものの技術革新による進歩を待つだけではなく、利用する私たちがＡＩに与える指示を工夫するなど、現状のシステムを最大限有効に活用しまして、業務効率化につなげられないか研究を続けてまいりたいと考えております。

〔財政部長　海老原輝夫君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　長塚美雪さん。

○１番（長塚美雪君）　今回、質問に当たって、財政課の皆様にも予算関係の資料を使って生成ＡＩを少々――ちょっと試していただいております。その中で、ＡＩが出したものをそのまま使えるわけでもなく、最終的には職員の確認が必要であること、必ずしも全ての作業が省力化につながるわけではないという課題もありました。そうであれば、職員が判断する前の資料作成、確認作業、資料整理を生成ＡＩに補助させるという使い方もでき

速報版・未校正

るのではないでしょうか。先ほど職員のスキル向上ですとか、そういったところも模索していくということだったので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、ほかの自治体ではＡＩを使って予算査定を支援する実証も、現在行われております。一方、本市の枠配分方式には、一件一件を財政課が査定する自治体とは予算編成の仕組みが異なります。そうであれば、ほかの自治体の仕組みをそのまま取り入れるのではなく、取手市の枠配分方式に合ったＡＩ活用を考えることが重要だと考えております。例えば、各部が既存事業を見直す際に、過去からの変化を整理する、関連する事業を確認する、見直しの視点やアイデアを出すなど、各部のスクラップ・アンド・ビルドを生成ＡＩで補助することは考えられないでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君）　お答えさせていただきます。取手市では枠配分方式により、各部の創意工夫による予算編成を行っております。その点では、各部におきましても、こういった生成ＡＩを予算編成に活用する可能性は十分にあるものと考えております。例えば、生成ＡＩに、ほかの自治体の類似事業との比較を行わせて、事業としての有効性を判断する材料の一つとして活用するですとか、ほかの政策分野との関連性を質問することで、ほかの事業分野との連携を模索するなど、アイデアの多様性を広げるために活用するという方向性があるかなというふうに考えております。また、生成ＡＩへの投げかけを通しまして、事業の目的やターゲット、政策的な意義などの整理や言語化が進むなど、企画立案の補助的な役割として活用できる可能性も十分にあるのではないかというふうに捉えております。生成ＡＩは現時点では、アウトプットの精度や利用制約などの面で一定の限界もあるものの、創意工夫により、様々な活用ができるツールであるというふうに認識をしております。これから令和９年度の予算編成が本格的にスタートしてまいりますが、折に触れて、財政課での活用はもちろん、各部各課でも積極的に活用ができるよう、様々な可能性を探ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　長塚美雪さん。

○１番（長塚美雪君）　ぜひ、各部にも周知をしていただいて、活用を進めていただきたいと思っております。お願いします。

次に事業評価、政策立案についてを伺います。現在、政策推進課の事業評価や政策立案に関する業務において、先生をどのように活用しているのかを伺います。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

政策推進部長、渡来真一君。

〔政策推進部長　渡来真一君登壇〕

○政策推進部長（渡来真一君）　それでは、長塚議員の御質問に答弁させていただきます。庁内の生成ＡＩシステム――こちらにつきましては、この２年間で、先ほど財政部長の答弁にもありましたとおり、セキュリティーを確保するための制約の多い中ではありますけども、特に業務効率化の高い部分での利用がされていると感じております。基本的には、全職員が自席のパソコンで、この生成ＡＩを活用する環境が整っております。担当する業務内容や、市民サービス向上に向けて、どのようなアイデアがあるのかを入力しますと、

基本的な事例を交えながら回答してくれることからも、担当レベルで活用することによっても、より視野の広い実効性のある事業展開の参考にすることができると感じております。その一方で、政策部門で全庁的な事業評価、また政策体系を検討する際に活用しようとする場合には、一例を挙げますと、市の重点事業評価でありますとか、総合計画といった多くの要素、つまり多くの情報を読み込ませる必要がありますので、こうした点におきましては、現在の庁内生成ＡＩシステムでは、こういった、どこまで可能なのかといった課題があると感じております。以上です。

〔政策推進部長　渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　長塚美雪さん。

○１番（長塚美雪君）　今、課題については、セキュリティーだったり制約がある中でどこまで可能かどうかというところが課題だということでした。時間もないので、今回、皆さん――職員の皆さんが利用している生成ＡＩを実際に使ってみたいと思います。

〔１番　長塚美雪君資料を示す〕

○１番（長塚美雪君）　使用するのは、本市がホームページで公開している重点マネジメント――重点事業マネジメントシートです。政策推進部、財政部、教育委員会の評価シートを使って、３つの重点事業マネジメントシートを横断的に分析し、部署を超えた共通課題や、関連する事業を整理した上で、既存事業の連携や見直しによって実現できる新たな政策を３つ提案してくださいというプロンプトを今、実行しましたが、ちょっと時間がすみませんたってしまって動かない……。今、ファイルを３つ入れていただいております。政策推進部は毎年、様々評価を行っていて、蓄積そのものが本市にとって非常に貴重な政策データだと考えております。複数年度の評価を生成ＡＩに読み込ませて、過去からの変化や関連する事業、複数の部署に共通する課題などを横断的に整理することも考えられます。新たな政策のアイデアを考える際の参考にすることもできるのではないでしょうか。今、出てきたのが、この３つを横断した関連する事業を整理してアイデアを３つ提案してくださいということで、地域密着型教育産業連携プラットフォームの構築、地域内デジタルインフラの総合計画、地域住民参加型の政策プロジェクトということでした。ありがとうございます。これは難しいとか、検討しても面白いというものもあると思います。もちろん、この提案をそのまま政策にするという話ではありません。部署を越えて事業を見ながら、職員が一人で考えるのとは違った視点やアイデアを短時間で出してくれる、そこから人が選び、調べ、担当部署と話し、政策として磨いていく。私はこうした職員の壁打ち相手としての使い方も、生成ＡＩの可能性だと思います。こういった日常的な事業の見直し、新たな政策を考える際の参考として活用できることも必要ではないかと思いますが、お考えについて伺います。

○議長（山野井　隆君）　政策推進課長、篠原慎吾君。

○政策推進課長（篠原慎吾君）　それでは、お答えいたします。一般的に、ＡＩは情報収集と分析、それから施策の効果のシミュレーションと分析、市民意見の解析などが得意とされております。現在の汎用システムを用いた場合に、どの程度、結果が得られるか、精度はどうなってるかというところは分かりませんけれども。ただ、いろいろとトライして

みる価値はあると考えております。しかしながら、インプットする情報の量と質、それからよりよいアウトプットを得るための作業指示の出し方など、使い方の研究も必要であると考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　長塚美雪さん。

○１番（長塚美雪君）　これまで、財政課、政策推進課と伺ってまいりました。まだまだ活用の余地があると思われます。先ほどデモで行ったのも庁内の、また詳しい資料を入れると、かなり生成ＡＩの答えも恐らく大きく変わるものと考えられます。それぞれの部署がこの業務には使えないで終わるのではなく、ではどの部分なら使えるのかと考えていくことが重要だと考えております。生成ＡＩを導入している自治体から職員が生成ＡＩを使いこなす自治体へ進む段階だと思います。限られた職員で行政サービスの質を維持、向上させていくためにも、生成ＡＩを今後の自治体経営の中でどのように位置づけ、活用していくのか、方向性について伺います。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

副市長、伊藤　哲君。

〔副市長　伊藤　哲君登壇〕

○副市長（伊藤　哲君）　長塚議員の御質問に御答弁をいたします。長塚議員からＡＩ含めていろんな御質問ありました。これにつきましては中村市長のマニフェストの中にＤＸ推進がございます。また市としても、取手未来創造プラン 2024 において、業務に推進を図ってるとこでございます。生成ＡＩにつきましては、日々進化を続けていることに加えまして、危険性の排除、あるいは安全性の向上についても各国各所で、法規制なども含めて様々研究をされておりまして、利用環境をますます改善が図られていくものと考えてございます。現在市で導入しているシステムをバージョンアップしていくことが見込まれます。こうした中で、ＡＩの集合体で自律的に業務を進めるＡＩエージェントや、ＡＩ職員の構築について、現在、取手市は茨城県や民間企業ともに官民連携による実証実験に取り組んでいるところでございます。こうしたシステムはＡＧＩと呼ばれる汎用人工知能であり……

〔ベル音〕

○１番（長塚美雪君）　（続）私たち職員と同じレベルの業務を遂行できるものであり、こうしたシステムが実装されるようになれば、自治体経営に変革をもたらすことが期待されるところでございます。ＡＩを初めとした様々なデジタル技術を有効に活用しまして、政策の立面――立案から個別の事業、業務への取組まで、様々な場面での視野の広い発想豊かなものを生み出し、行政内部の効率化を進め、さらなる市民サービスの向上につながるよう取組を進めてまいります。

○議長（山野井　隆君）　長塚美雪さん。

○１番（長塚美雪君）　今、自立型ＡＩについてもお話が――今後の展開についてもお話がありました。ぜひ、ＡＩを使える取手、ＡＩを導入しただけでなく、もうＡＩを使いこなす取手市になっていただきたいなと思います。ＡＩ職員というお話もありました。私自身も「ＡＩ議員」と言われないように、人間にしかできない仕事をしっかりやっていきた

いと思います。今回ちょっと時間なくて、ばたばたして申し訳ありませんでした。生成ＡＩを市民サービスのさらなる向上につなげていただくことを大きく期待をしております。これで一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（山野井　隆君）　以上で、長塚美雪さんの質問を終わります。

続いて、染谷和博君。

〔19番　染谷和博君登壇〕

○19番（染谷和博君）　染谷和博でございます。予想どおり午前中に回ってまいりまして、何とか12時までに上げたいと思うんですが、少しはみ出るかもしれませんけども、よろしくお願いします。

私、65歳になりまして、65歳になるとワクチン接種が忙しくて、帯状疱疹ワクチンを打ちまして――ちょっと前に打ちまして、それ２回打つんですよね。今回、肺炎球菌ワクチンも打ってまいりまして、公費助成があるときに打たないと損しちゃうということで、やってまいりました。帯状疱疹については取手市の独自のやつがありますので、ぜひとも肺炎球菌ワクチンもやっていただけたらなというふうに――うちの古谷議員が言っておりましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、障がい児家族の外出応援について伺います。群馬県高崎市は今年度から、重度の障がい児とその家族がテーマパークなどへ外出する際の支援として、交通費やチケット代といった費用を補助する事業を開始しました。外出する機会が少なくなりがちな当事者と家族に外出を楽しんでもらうことが目的です。市の補助事業開始を受けて、同じく障がい児を育てる家族と一緒に東京ディズニーランドとディズニーシーへ遊びに行くことができた方は、「息子と初めてディズニーシーに行けて、よい経験ができた」と、喜びの声を上げています。今年度から高崎市が開始した補助事業の対象は、身体障害者手帳１級や２級、療育手帳Ａ判定の認定を受けている子ども18歳未満とその家族で、自力で日常生活を送るのが難しく、移動するには専門車両の手配や介助者の同行が必要な方です。旅行などの外出には、経済的・精神的に大きな負担を伴います。そこで市は、家族で出かける際、交通費やテーマパークの入場料、チケット代を上限10万円まで補助、自家用車で移動する場合は、高速道路料金や燃料費相当分１キロメートル当たり25円を助成します。医療スタッフの同行費用も対象となります。今年４月１日以降の外出が対象となり、外出した日から２年以内であれば申請可能です。領収書やチケットの原本といった必要書類を添付して市に申請することで、上限10万円までであれば年度内の複数回の利用ができます。当事者にとって大変よい事業と思います。取手市においての支援の状況をお伺いいたします。

〔19番　染谷和博君質問席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

健康福祉部長、飯山貴与子さん。

〔健康福祉部長　飯山貴与子君登壇〕

○健康福祉部長（飯山貴与子君）　染谷議員の御質問にお答えいたします。重度の障がい児とその家族の外出を支援することは、御本人や御家族の社会参加の促進や生活の質を高

める上で重要であると考えております。市では、移動支援事業による外出支援をはじめ、移送サービス利用料金や重度障害者福祉タクシー利用料金の助成、障害児・障害者及び付添い人交通費・燃料費の支給等により、障がいのある方の移動や外出に伴う負担の軽減に努めております。一方で、御紹介のあった群馬県高崎市のように、御家族との外出や余暇活動にかかる費用を対象とした独自の外出助成を実施している自治体もあると伺っております。障がい児を養育する御家庭においては、日々の通院や通所等にとどまらず、家族そろっての社会体験やレジャー等に出向く際にも、外出に伴う移動上の制約や経済的な負担等が伴うものと認識しております。こうした御家庭の孤立を防ぎ、誰もが多様な体験の機会を得られる環境を整えていくことは、大変重要であると考えております。市といたしましては、障がいのある子どもたちが家族と一緒に豊かな社会体験ができる環境づくりに向けて、対象となる方のニーズの把握や既存制度との関係を整理するとともに、他自治体の取組状況等を踏まえながら、より効果的な支援の在り方について、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

〔健康福祉部長　飯山貴与子君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　染谷和博君。

○19 番（染谷和博君）　大変ありがとうございます。今の答弁で、これ以上ほとんど聞くことはございませんが。私の所属してるＮＰＯの移送サービスをしている団体は――高齢者なんですけども、やはり以前相談があったのが、ディズニーランドに行きたい、どうにかしてくれないか、と言われたそうなんですけども。なかなか制度上も難しいし、どのくらいお金がかかるか分からないからということで、そのときはお断りしたということです。それは高齢者の方なんですけども、やはり子どもの――小さなお子さん、18 歳未満のお子さんに、そういう楽しい経験をさせてあげたいなというふうに思いますし、なかなかレジャーで使うというのを躊躇する方がいらっしゃるんですよね。病院とか買物は、それはいいけど、何か遊びに使っちゃいけないんじゃないかというような、そういう思いもありますので、その辺をしっかり、市としてアピールしていただかれたらと思いますので、その辺で何かございますか。

○議長（山野井　隆君）　健康福祉部長、飯山貴与子さん。

○健康福祉部長（飯山貴与子君）　お答えいたします。先ほども申し上げましたけれども、やはり障がいのあるお子様が御家族そろって一緒に出かけるという、社会体験を詰めるということは大事だと思いますので、ぜひとも調査研究しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（山野井　隆君）　染谷和博君。

○19 番（染谷和博君）　ありがとうございます。それでは次に進ませていただきたいと思います。９月１日なんですけどもニュースにありましたように、牛久駅で中学２年生の方が普通列車にはねられて亡くなられたというのがあります。どういう理由か分かりませんけど、９月１日という、本当にその日ということが、非常にこれは行政としても非常に重いことかなというふうに考えております。夏休み中の子どもの暑さ対策と食支援について伺います。学校給食がなくなる夏休み中、子どもたちに十分な食事を取ってもらおうと、

食支援や暑さ対策などを行う予定の自治体は、全自治体の１割程度にとどまる見込みです。こども家庭庁によると、都道府県を含めて 206 自治体で、372 件の取組が行われる見込みです。給食のない夏休み３食食べられない日が増える、貧困家庭は不安です。生活の苦しい家庭では、夏休み中子どもたちが十分な食事を取れなくなったり、光熱費を節約しようとエアコンをつけず過ごしたりするなど、影響が出ることが懸念されています。具体的には放課後児童クラブでの昼食の提供や食事代の補助、フードバンクと連携し、小学校や児童館で食事を提供、公共施設で子どもクーリングシェルターを実施するなど、事例が寄せられました。企業などと連携し商業施設に子どもたちの居場所をつくるといった取組もあります。こども家庭庁などは、学校施設や児童館など、安全で涼しく過ごせる拠点として活用することや、食事の提供といった食支援を行うことなど、全国の自治体に事務連絡で呼びかけています。学校給食がなくなる夏休みは、おなかをすかせる子どもたちが多くなる時期でもあります。公益社団法人セーブザチルドレンジャパンは、７月 30 日に厚生労働省内で記者会見を開き、６月に実施した全国調査の結果を報告しました。経済的に困窮する子育て世帯の多くが、物価高の中、苦境にある実態が明らかになりました。育ち盛りの息子に肉や魚を食べさせてあげられない。お米が買えず、パンが続く。子どもに食べるの我慢させる、子どもは冷蔵庫を開け閉めしながら、いつもいらいらするなどです。セーブザチルドレンジャパンの全国調査では、こんな呼び――呼びかけられております。調査は、長期休暇中に、食料品や文具などを届ける子どもの食応援ボックス事業に申し込んだが、8,736 世帯を対象に実施しました。この世帯数は、2022 年の事業開始以来で最も多く、対象世帯の子どもの数は１万 5,682 人になります。回答の大半が独り親世帯で、女性保護者でした。深刻な結果と強調したのが、調整世帯における１か月の食費の平均額です。１日１人当たり、平均額に換算すると 500 円を下回り、昨年の調査よりも低水準です。応援ボックスへの申込み理由では、約９割の世帯が物価上昇による職位の値上がりによる十分な食料を買うことがないと回答しております。切替えお願いいたします。

〔19 番　染谷和博君資料を示す〕

○19 番（染谷和博君）　この中に需要があります。物価上昇により――食費の値上がりにより十分な食料を買うことができないが 89％、長期休暇に入ると給食がなくなるため、食費が心配 65.1％、経済的な理由で親自身の食事量を減らしている 60.7％。給与賃金が上がらず十分な食事を買うお金がない、54.5％、子どもが食べ盛りだが満足するまで御飯を食べさせられない、53.6％、経済的な理由で子どもの食事量を減らしている 26％。育児や障がい、疾病のため、物理的に買物に行くことが難しい、13.7％などです。調査の結果の中で１日当たり職員が 500 円を下回るという衝撃的な報告ですが、この金額は世界銀行が定める国際貧困ラインで、途上国も含めた基準の中の絶対的貧困が１日１人当たり３ドル――約 487 円程度になるので、かなり深刻な状況になっております。そこで、取手市――すみません。公的支援の重要性が提言にも挙げられていて、今回、応援ボックスに申し込んだ家庭の 85.7％が、就学支援を利用しております。就学支援では、市町村が学用品や給食費などを支援していますが、休み中の食支援といったのは対象になりません。こういうふうに抜け落ちているところを整備する必要があるというふうに思っております。

今回のような支援が届かない方も大勢いることが明らかになりました。記録的猛暑や物価高騰による生活貧困が重なる中で、子どもの健康と生活機会を守ることを目的として、居場所の確保と食支援というのが必要と思っております。そこで、もう一度お願いいたします。

〔19番　染谷和博君資料を示す〕

○19番（染谷和博君）　これが夏期休業中の酷暑対策及び食支援のイメージということです、学校施設や児童館、放課後子どもクラブの利用とか、食料供給ラインの構築――待ってるだけじゃなくてアウトプット、こちらから探しに行くということが大事ということで。休業期間中の酷暑対策とか食支援に関することです。この中でやはりアウトリーチということが挙げられております。あと、右側に学校施設の利用ということも挙げられております。夏期休業中の――これ放課後子どもクラブであったり、学校施設であったり、公共施設、アウトリーチ型、企業連携、周知・広告――この辺も取手市はやってるというふうに伺っております。この中で、やはり全国の中で茨城県で３つということで、非常にまだまだ少ない取組なのかなというふうなことを感じております。まず初めに、子どもの居場所確保について、お伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

こども部長、香取美弥さん。

〔こども部長　香取美弥君登壇〕

○こども部長（香取美弥君）　染谷議員の御質問に答弁させていただきます。近年、気候変動の影響などによりまして、記録的な猛暑が頻発しており、特に経済的に困難な状況にある御家庭におきましては、住環境や冷房設備の制約などから、熱中症などのリスクが高まっております。また、物価高騰などによる生活困窮の深刻化によりまして、子どもの健康や食事に対する懸念が一層高まっております。特に、登校の機会がなくなり、給食もない夏季休業期間中は、涼しく過ごせる居場所や栄養のある食事の確保が課題となっております。そうした中で、取手市におきましては、まず居場所の確保として、夏休みの子どもの居場所づくり事業として、今年度は公民館に加えまして、図書館とも協議を行い、小中高校生に向けて、学習などに使えるスペースの確保を行いました。新たに居場所とした図書館では、取手図書館におきましては３階の読書活動室を活用しました。そして、ふじしろ図書館では、２階のギャラリーに長机４脚と椅子を８席設置したところ、多くの子どもたちが利用しており、大変好評でありました。また、子どもたちが相談しながら作業をしたり、親子連れで来館して夏休みの宿題に取り組む姿などが見られました。また、図書館では夏休みのイベントとして、子ども司書講座をはじめ、おはなし会や映画会などを開催して、子どもの居場所としての役割も果たしております。公民館では、昨年の４館から５館に増やして、図書館から子ども向けの本を借りてコーナーをつくるなど様々な工夫も行ったところ、多くの子どもたちに利用していただきました。今後も、それぞれの地域で、子どもたちが居たい・行きたいと思えるような、居場所づくりを進めてまいりたいと考えております。

〔こども部長　香取美弥君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　染谷和博君。

○19番（染谷和博君）　ありがとうございます。いろいろなことをやられてるなというのが分かるんですが。夏休みが終わったばっかりではありますが、公民館とか図書館の今年の利用実績等はどうなってるんでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　こども政策課長、髙中　誠君。

○こども政策課長（髙中　誠君）　お答えいたします。取手図書館では、313名の利用がございました。ふじしろ図書館では、２階ロビーに居場所を設置しましたけれども、申請不要で自由に使えるようにしたため、たくさんの子どもたちに利用していただきましたが、数値としては把握していない状況でございます。公民館では、５館で308名の利用がございました。

○議長（山野井　隆君）　染谷和博君。

○19番（染谷和博君）　なかなか多くの方に利用していただいて、好評だったのかなというふうに思ってます。そこで、公民館も全部ではないですし、図書館も遠い方は、たくさんいらっしゃると思います。やはり一番、身近で行きやすいのは学校施設ということになるんですが、これを利用するに当たっては、大変いろいろな課題があると思うんですけども。夏休み中の学校開放というのは考えているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長　飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君）　それでは、染谷議員の御質問に答弁させていただきます。夏休み期間中の学校施設等を活用した取組につきましては、放課後子どもクラブ事業を実施しているところでもございます。放課後や学校休業日における安全安心な居場所といたしまして、保護者の就労状況にかかわらず、市内の小学校の児童を受入れております。令和８年８月１日現在、1,928人が利用登録していただいておりまして、例年、夏休み期間で１日平均約800人ほどの児童が学校内のクラブ室で過ごしているところでもございます。また、本年度から市内全小学校の体育館におきまして、空調設備が整備されたことから、夏休み期間中におきましては、子どもたちは、冷房の効いた体育館で体を動かすことができまして、保護者からも好評を頂いているところでもございます。一方で、学校施設を子どもの居場所として活用する場合には、施設の開錠・施錠や安全管理や緊急時の対応など、管理業務が生じることが想定されます。学校におきましては、夏季休業期間中におきましても、教職員が研修や授業準備、各種会議、保護者対応など、様々な業務に従事しているところでもございます。また、今後の教育計画の作成など、子どもたちが登校していないときにしかできない業務もございます。学校における働き方改革を進める観点からも、教職員に新たな業務負担を生じさせないことも重要であると考えております。学校施設を子どもの居場所として開放する際の課題がある一方、国が子どもの居場所として、積極的な活用を図るべき施設として挙げられているのは、学校施設のほか、社会教育施設とも――となっております。さきの答弁で、こども部からも述べましたとおり、公民館や図書館におきまして子どもの居場所スペースとして確保するとともに子ども向けのイベントの改正

速記録・未校正

を実施しております。広報とりでにおきましても令和７年度から夏休み前の７月 15 日号に、子どもの居場所づくり事業として情報を集約し、掲載し広くお知らせしているところでもございます。社会教育施設を所管する教育委員会としましても、引き続き、公民館、図書館など、社会教育施設が、子どもが安全で過ごすことのできる居場所としての役割を担えるよう、施設運営事業実施に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山野井　隆君）　染谷和博君。

○19 番（染谷和博君）　ありがとうございます。やはり学校を開放するとなると、様々なことがあります。そこで、学校の先生にやってもらうということは、これはちょっと本末転倒だと思っておりますので、そこはもし開放するのであれば、市として、そこで人を手当てしなければいけなくなり、しかも全校となるとかなりの人数が必要となってくると思います。そこを考えて、今後――来年とか再来年とか、そういう学校を開放できるようなということはあり得るのかどうかお伺いします。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君）　議員の御質問にお答えいたします。子どもの安全な居場所については、文科省より学校施設、社会教育施設の開放及び積極的活用を図るとともに、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を活用しながら、地域の多様な主体との連携・協働の下、子どもの学び、体験活動の推進に努めるよう周知がございました。当市におきましては、全市立小中学校に学校運営協議会を設置し、地域学校協働活動の取組も始まっております。コミュニティ・スクールや地域学校協働活動において連携促進が図られ、各協議会において国の方針に沿った、施設を用いた長期休業中の取組が提案・発案された場合には、実現に向けた助言・支援をし、共に検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　染谷和博君。

○19 番（染谷和博君）　ぜひとも進めていただきたいなというふうに思っております。それと、先ほどありましたように、民間との連携というのもかなり重要視されておりまして、その辺はどのようになってるんでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　**こども政策課長、髙中**　誠君。

○こども政策課長（髙中　誠君）　お答えいたします。民間との連携というのも、こどもまんなかサポーターという制度もございまして、様々な民間の企業ですとか団体さんとも連携を進めております。居場所につきましては、藤代地区の事業所におきまして、地域の子どもたちのために何かしたいという思いから、自社の敷地内の空きスペースを子どもの居場所として活用していただいている事例がございます。ふだんは放課後の居場所となっておりますが、夏休み中も居場所として開けていただいております。また、夏休みは、家庭の経済状況や環境によって、旅行や自然体験、習い事などのいわゆる体験格差、これが生じやすいと言われております。居場所づくりの取組のほか、イベントでも企業に御協力を頂いておりまして、７月下旬には国登録有形文化財となっている甚吉邸の見学及び写生大会を市内企業主催で無料で開催いただきました。今後も、こどもまんなかサポーターと

会議録（未校正）

なっていただいている企業等と連携しつつ、子どもの居場所づくり事業を推進してまいりたいと考えております。

○議長（山野井　隆君）　染谷和博君。

○19 番（染谷和博君）　本当にいいことですね。さすがに――いろいろ家庭の状況によりまして本当に、夏休みに何もなかった、終わっちゃった、ということもあると思います。私たちの時代は、夏休み、何もなく終わったんですけども、今そういう時代ではないと思いますので、しっかり、民間の方に応援いただきながら、進めていっていただきたいというふうに思っております。

そして最後に、食支援についてお伺いします。――ここが非常に大切なところです。夏休みになって、やせて登校してくるなんてことないように、しっかり見ていきたいと思うんですけども、その辺について、どのようになっているかお伺いします。

○議長（山野井　隆君）　こども政策課長、髙中　誠君。

○こども政策課長（髙中　誠君）　お答えいたします。給食がなくなります夏休みにおきまして、経済的に困難な状況にある御家庭の子どもたちの食事の確保、こちらが課題になっているということは認識しております。そのような中、取手市の社会福祉協議会におきましても、フードバンク茨城と連携して、フードバンク事業を行っております。市内では、福祉交流センターと藤代庁舎１階に「きずなＢＯＸ（ボックス）」という食品収集箱を設置して、市民の皆様から食料品を寄贈していただきまして、寄贈した食料品はＮＰＯ法人フードバンク茨城により集約され、社協――取手市社協も含めた県内の各連携先へ分配されております。分配された食料品は、取手市の社協で行っております生活困窮相談において、食料の支援が必要な方へお渡ししているというような状況でございます。また、こども部におきましても、こども相談課、こちらで、やはり困難な御家庭がございますので、支援している御家庭への訪問の際に、こちら社協のフードバンクも活用させていただきまして、食料品を手渡ししているケースもございます。またさらにですけれども、市内の子ども食堂におきましても、子どもたちに食事や居場所を提供しておりまして、夏休みに開催して、食支援を行っているという子ども食堂もございます。こちら、いろいろございますけれども、子どもたちの食の支援につきましても、今後もどのような支援ができるか考えてまいりたいと考えております。

○議長（山野井　隆君）　染谷和博君。

○19 番（染谷和博君）　なかなか難しい問題だと思っております。貧困家庭をどのように発見していくかというのもあるんですが。これは学校とか、そういう教育機関になってしまうと思うんですけども。そのアンケートとか、そういう調査みたいのは、やったことがあるのかどうか、お伺いします。

○議長（山野井　隆君）　こども政策課長、髙中　誠君。

○こども政策課長（髙中　誠君）　お答えいたします。アンケートにつきましてですけれども、夏休みの食支援ということですけれども、こちら夏休みの食事の状況について、ピンポイントで伺ったアンケートというのは、これまで取ってはおりませんで、そこで夏休みでどう困るかというところは、具体的な数値としては把握できていない状況ではござい

ます。ただ、通年的なお話といたしまして、朝食を毎日取っているかどうかとか、そういったことは取っているアンケートもございまして、こちら毎日朝食を食べているかという質問に対しまして、市内の小学生の 0.9%が毎日は食べていないという――毎日食べていないということが 0.9%というデータがございました。

○議長（山野井　隆君）　染谷和博君。

○19 番（染谷和博君）　その食べてない理由等というのは、そこまでは聞いてないですね。

○議長（山野井　隆君）　こども政策課長、髙中　誠君。

○こども政策課長（髙中　誠君）　理由までは調査の対象にはなっておりませんでした。

○議長（山野井　隆君）　染谷和博君。

○19 番（染谷和博君）　なかなかそれですと、どうしてか分からず対応できないと思いますので、今後、かなりデリケートな問題だと思うんですけども、夏休み中の食事についても、やはり給食がないという現状から、アンケート等を取るようなことは可能かどうかお伺いします。

○議長（山野井　隆君）　こども政策課長、髙中　誠君。

○こども政策課長（髙中　誠君）　お答えいたします。議員おっしゃるように、なかなかデリケートな問題でございますので、こちら一律に小学校でできるかどうかというところは、ちょっと教育委員会等も含めての検討になるかとは思いますけれども、実際の把握といたしましては、私も今年度、子ども食堂などをいろいろ回らせていただく中で、やはりお伺いしていますと、お困りの方はやっぱりいらっしゃって、そこにどうやって伝えていくかというのは課題であるというようなお話は度々頂いております。やはり波がございまして、たくさん子どもたちが来てくれるときもあれば、なかなか来ないときもあるというところで、どうやってそこにリーチしていくかというところがございますので、アンケートもそうなんですけれども、どうやって伝えていくかというところで、今年度、こどもまんなかサイトを構築しようと考えておりますので、近く――その子どもが住んでいる近くの地域に、どういう子ども食堂があるかというところが分かっていけば、そこにちょっと行ってみようかなということにもなるかと思っておりますので、まずはそういうところを始めていきたいというようなことは考えております。

○議長（山野井　隆君）　染谷和博君。

○19 番（染谷和博君）　いろいろやり方はあると思います。発見しないことには支援ができませんので、ぜひとも見つける体制を整っていただければなというふうに思っております。これでこの質問を終わります。

次に、太陽光発電データセンター設置条例について伺います。県市町村では独自に制定される太陽光発電条例は、国の再エネ特措法などの一律基準だけでは対応し切れない、地域特有のリスクやトラブルを防ぎ、再生可能エネルギーの健全な普及を図るため必要とされています。そして、多くの自治体が条例を設ける背景には、土砂災害や斜面崩落などの災害防止、住民との紛争回避、景観や自然環境の保全、事業終了後の放置対策といった具体的な課題があります。まず災害防止では、山林を切り開くメガソーラーによる土砂流出

速報版・未校正

や斜面崩壊の対策として、自治体が土砂災害警戒区域等を設けて設置禁止や制御を行うことが重要です。次に、住民とのトラブル防止では、事前説明会の義務化や苦情窓口の設置など、条例による対応の強制力を通じて、着工後の反対運動や近隣対立の発生を抑えます。さらに、自然環境と環境保全の観点では、観光地や歴史的景観の価値を損なわないよう、色の配置や基準設定や、保護エリアでの設置制限など、ゾーニングを行うことが挙げられます。そして、適切な維持管理と放置対策として、事業終了後にパネルや架台が撤去されず放置される問題に対しては、撤去費用の積立状況報告や、定期的な維持管理報告の義務づけによる事業者の責任を担保します。加えて、当初は努力義務にとどまるガイドラインや要綱で指導されることが多いものを、法的拘束力がないため悪質な事業者に無視される懸念があり、事業者名公表、是正命令、過料などの罰金を伴う許可制や届出制の条例へ移行する必要が高まっております。

そこでお伺いします。取手市において、太陽光発電の設置の相談等はあるのかどうか、お伺いします。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長　森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君）　それでは、染谷議員の御質問に答弁をさせていただきます。太陽光発電設備の相談状況ということでございます。本市におきましては、現在、茨城県の太陽光発電施設の適正な設置管理に関するガイドラインに基づきまして、出力50キロワット以上の事業用設備を対象に、事前の届出の御協力をいただき、周辺環境や安全面への配慮を求めているところです。県のガイドラインでは、事業者とのトラブル防止、全県的な包括的なルールの策定を求める市町村の意向を踏まえて作成された経過がございます。本市におきましても、この全県的な統一基準にのっとって適正な運用に努めているところです。また、令和６年に再エネ特措法が改正をされまして、大規模な施設や周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリアで事業を行う際には、事前に説明会等を実施することが発電事業の認定要件とされましたことから、当該事業者からの事前の御相談が寄せられているところです。県のガイドラインに基づく本市への設置届出状況につきましては、令和６年度はなく、令和７年度は１件でした。また、事前相談につきましては、令和７年度【「令和７年度」を「令和６年度」に発言訂正】は同様にありませんで、令和７年度には３件あったという状況でございます。

〔まちづくり振興部長　森川和典君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　染谷和博君。

○19番（染谷和博君）　取手市においては、あまりないということが、ここで分かりました。それでお伺いいたします。50キロワット以上の太陽光発電施設を設置する場合の手続について、お伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　まちづくり振興部長、森川和典君。

○まちづくり振興部長（森川和典君）　すみません。今、１件訂正をお願いいたします。私最後のですね、件数のところで、令和７年度というのを２回繰り返してしまったので、

「令和６年度」がなく、「令和７年度」が３件ということでございました。大変失礼しました。

○議長（山野井　隆君）　訂正を認めます。

環境対策課副参事、秋田　諭君。

○環境対策課副参事（秋田　諭君）　染谷議員の御質問に答弁いたします。事業者のほうで着工前に、関連法令を関係部局のほうに確認しまして、配置図等の事業概要書を環境対策課のほうへ提出いただく流れになります。その後――事業概要書の提出後、施設の設置場所の周辺住民や関係者に説明会等の周知を行い、実施報告書を市に提出した後、工事に着手していただきます。工事完了後、工事完了書報告書を提出頂きまして、届出のほうは終了となります。以上でございます。

○議長（山野井　隆君）　染谷和博君。

○19 番（染谷和博君）　50 キロワット以上と、かなり大きくなりますけど、それ以下でも、そこそこ大きなものになると思うんですね、30 キロとか 40 キロとかなると。そういうものにつきましては、特に届出等は要らなく、住民説明等も要らないんでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　環境対策課長、吉田卓也君。

○環境対策課長（吉田卓也君）　染谷議員の御質問にお答えいたします。50 キロワット未満につきましては、ガイドラインでは 50 キロワット以上となってはおりますけれども、50 キロワット未満もガイドラインに沿った手続をしていただくようお願いをしておりまして、実際に届出のほうは頂いている状況でございます。以上です。

○議長（山野井　隆君）　染谷和博君。

○19 番（染谷和博君）　それに対して、お願いということで、届出しなくてもできちゃうってことですか。

○議長（山野井　隆君）　環境対策課長、吉田卓也君。

○環境対策課長（吉田卓也君）　お答えいたします。ガイドラインでは、50 キロワット以上は届出をお願いしておりますが――届出の義務がありますが、50 キロワット未満は、「お願い」という形で御協力をいただいてる形でございます。

○議長（山野井　隆君）　染谷和博君。

○19 番（染谷和博君）　そうしますと、大丈夫な土地であれば――農地とかというと非常に難しくなるんでしょうけども。雑種地とか自分の普通の住宅地であれば、現実的にはやろうと思えばできるということで、よろしいんですか。

○議長（山野井　隆君）　環境対策課長、吉田卓也君。

○環境対策課長（吉田卓也君）　お答えいたします。御自分の敷地の資産活用という観点からでも――そういったことに制限をかけることはないというところです。以上です。

○議長（山野井　隆君）　染谷和博君。

○19 番（染谷和博君）　大きな会社が自分の敷地内にやるというのは、それは全然いいと思うんですけど、ある日突然自分のうちの近くにできちゃうということが、この辺はもうどうしようもない部分になってくるのかなと思うんですよね。私もちょっと以前、相談がありまして、取手市で太陽光発電をやりたいという業者の人が急に言ってきたんですけ

速報版・未校正

ども、「何で取手市で。そんな土地ないよ」と言ったら、条例がないからやりやすいんだということを言ってまして。結局、そんな土地ないからやめたほうがいいって、その方は諦めたんですけども。それを考えますと、条例って必要なのかなと思うんですけども、条例の制定予定はあるのかどうかお伺いします。

○議長（山野井　隆君）　まちづくり振興部長、森川和典君。

○まちづくり振興部長（森川和典君）　お答えをさせていただきます。先ほどの御答弁をさせていただいたとおり、本市におきまして、現状、説明会等の事前相談、届出等、多く――非常に急増しているといった状況にはないところです。茨城県のガイドラインあるいは改正の再エネ特措法に基づいて、手続の運用を適正に行うことによって、適切な管理は図られているものと認識はしております。そのため、現時点で直ちに、取手市独自の規制条例等を制定する必要性は低いかなと思っております。しかしながら、設備の適正な維持管理、防災対策、または景観や生活環境との調和を保つといったことが大変重要であると、当然認識をしております。今後におきましても、事業者に対する指導や周知を継続しつつ、本市における申請動向や国の制度改正、他自治体の取組状況なども注視しまして、必要に応じて検討はしてまいりたいと考えております。

○議長（山野井　隆君）　染谷和博君。

○19 番（染谷和博君）　大変難しい問題だと思います。設置して終わりじゃなくて、最後、撤去して終わりということになりますので、私の知り合いが、会社が進めたということで、――取手じゃないです、千葉のほうなんですけども、メガソーラーというか、それのやつの購入したそうなんですね、自分の権利を。購入したのはいいんだけど、大変で、年に２回草刈り行かなきゃいけないとか、パネルの掃除をしなきゃいけないとか言ってまして、自分１人でできないんで、アルバイトを頼んでいつもやってるということなんですけども、やはり、あと後 10 年ぐらいっつったのかな、終わるかな。、ただ最後の５年ぐらいは、撤去費用のためにお金をためておかなきゃいけないとかいうことを言っておりましたので、やはり作るのは簡単でも撤去まで行くのが難しいのかなと思いますので、ぜひとも、将来的なことも考えて、条例の設置等を考えていただければと思っております。

次に、データセンターについて伺います。最近、非常にデータセンター問題になっております。例えば、白井市ですか。駅前のいいところに――何であんなところにつくるのかなと思うんですけども、ありましたし。あとは、つくばですか、今非常に問題になってるのは。説明会とかやって、問題になってるところがございます。先ほどの長塚議員の質問にあるように、ＡＩの需要などで、データ処理用のコンピューターや関連機器を多数収納するデータセンターの需要が、世界中でも急増しています。日本でも全国的にデータセンターの建設計画が急増していて、それに伴い、建設計画に対して住民の反対するような事例も増えております。都市計画法では 13 種類の用途用地が設けられており、それぞれに応じた建設可能なもの、建築できないものが定められています。データセンターは、今のところ独立した規制対象とされていないことから、多くの事例は、用途を事務所としたり、倉庫としたりして、建築確認申請がされているようで、事務所なら規模にもよりますが、多くの用途地域に建設が可能となります。昔は大企業などが計算機センターなどを設けて

速報版・未校正

いたことがあり、大型計算機が設置され、それに関わる事務処理をする社員が多数勤務するというような形態で、事務所という扱いが妥当でしたが、現在のデータセンターはビルいっぱいに多くの機械が詰め込まれ、勤務する人はほとんどいないという点では、事務所と全く異なっています。また、大量の電力が消費されるものの、物流はほとんどないという点では、工場等とも異なっています。また、データーセンターでは、なるべく多くの機器を収納するため、その地域の容積率いっぱいで建設が計画されることが多いようです。実際の地域の土地利用と隔離した巨大建築になることも多く、？樹木？の保全などのため――がほとんどない、巨大な建築物が出現することなどで、地域景観に与える影響もあります。このような深刻な問題を抱える施設の建設であっても、日本では都市計画法・建築基準法に適しているとして建築計画が認められてしまうと、近隣住民や地元自治体がいかに反対しようとも、それを強制的に調整して建設の可否を判断するような行政手続がなく、地方の場においてもハードルが極めて高い、民事の差止め請求を考えるなど、有効な対策が限られているのが現状です。トラブル急増を踏まえて、自治体によっては要綱や条例で規制を検討しているところも増えております。取手市において、まずデータセンターの相談とかあるのかどうか、お伺いします。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

環境対策課副参事、秋田　諭君。

○環境対策課副参事（秋田　諭君）　染谷議員のの御質問に答弁いたします。データセンターにつきましては、ＡＩの普及やクラウド需要の拡大等を背景に、全国的に建設が進められているところでございます。本市におきましては、現時点において設置や誘致に関する事業者からの具体的な相談や打診等は受けていない状況でございます。以上でございます。

○議長（山野井　隆君）　染谷和博君。

○19 番（染谷和博君）　今のところ相談はないということですね。それでは、例えばデータセンターを、どのような形なら造れるのか、その条件というのはあるんでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　環境対策課長、吉田卓也君。

○環境対策課長（吉田卓也君）　染谷議員の御質問に答弁いたします。データセンターの立地につきましては、現在各地で計画が進められている大規模な施設の場合、強固な地盤や浸水リスクのない土地であることに加え、特に超大容量の通信幹線の確保や、それに伴う膨大な電力を供給する超高圧送電網への接続、広大な敷地などが不可欠な要件とされております。こうしたデータセンター特有の特殊な通信・インフラ要件を踏まえますと、現段階におきまして、本市内に大型のデータセンターが新たに設置される可能性は低いものと認識しております。しかしながら、今後の周辺地域の開発動向やインフラの整備状況等につきましては、引き続き情報収集に努めてまいります。また、今後、万が一ご談等があった際には、日本データセンター協会が公表しております、データセンター地域共生ガイドラインなどを参考に、適切に対応してまいります。

○議長（山野井　隆君）　染谷和博君。

○19 番（染谷和博君）　ありがとうございます。なかなか取手だとできづらいのかなと

速報版・未校正

いうのは私も同じ認識なんですけども、聞くところによりますと、データセンター、どこに造ってもいいような気がするんですけども、なるべく東京に近いほうが効率がいいということがあるらしく、やはり今、いろいろと造ろうとか、計画されてる、造ってるところを見ると、意外と東京から近い地域に造っているのかなと。これもっと離れてれば、あんまり問題にならないんじゃないかなと思うんですけども、そういうところもありますので、ぜひとも気をつけていただきたいと思っております。

それでは、次に移ります。災害時における応援職員の受入れ体制についてです。令和８年７月 28 日、熊本県で最大震度７を観測する地震が発生しました。熊本県は、同時刻に災害対策本部を設置し、被害状況の把握と県民の安全確保に取り組んでいます。豪雨により各地でも災害が現在でも発生しております。大規模災害が発生すると、自治体は避難所運営、被害調査、罹災証明の交付、被害者相談など、平時を大きく上回る業務が発生します。また、自治体職員自身が被災し、十分に参集できない可能性もあります。その際、他の自治体から応援職員を受け入れることになりますが、派遣元や人員が平時から全て確定しているわけでありません。だからこそ、取手市がどの業務に何人必要とするか事前に整理し、速やかに応援を要請し、到着した職員を直ちに住民支援へ配置できるような――できる体制が必要だと思っております。消防庁が発表している資料によりますと、受援体制を確立しているというところは結構あるんですけども、細かく決めているところはほとんどない、茨城県内においても何も決めていないという自治体もございまして、その中で取手市は、まだ決めているほうではあります。そこで、取手市の１人的受援体制について伺います。取手市は、人的応援の受入れに関する受援計画を策定しているか。策定時期、直近の見直し、計画の業務対象を伺います。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

総務部長、立野啓司君。

〔総務部長　立野啓司君登壇〕

○総務部長（立野啓司君）　染谷議員の御質問に答弁いたします。取手市におきましては、令和４年１月に、取手市受援計画を作成した他市町村等からの応援職員を必要とする業務について、担当部署や受入れ内容を定めてございます。具体的には、住家被害認定調査や罹災証明書の交付、避難所の運営などの各業務内容に応じて、庁内の各部署があらかじめ定められた班ごとに、必要な業務や活動する内容などを整理した上で、本市職員及び派遣された職員を各業務へ配置し、協力して業務を行うこととしております。以上です。

〔総務部長　立野啓司君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　染谷和博君。

○19 番（染谷和博君）　それでは、次にお伺いします。避難所運営、住家被害認定、罹災証明書交付、被災者相談などについて、災害時に必要となる職員数と、不足が見込まれる職員数を、事前に算定しているかどうか伺います。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。現状におきまして避難所運営を例にしますと、避難所班は約 150 人など、一定の人数は配置しております。災害の種類や規模、

被害の状況によって、開設する避難所数、必要な職員数が大きく変動してまいりますが、令和６年能登半島地震や令和８年熊本地震の事例を参考に、算出方法についても県などに確認してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　染谷和博君。

○19 番（染谷和博君）　次に、人的応援を要請する判断基準、責任者、県や協定自治体の要請ルートは明確になっているのか伺います。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。まず、人的応援を要請する判断基準でございますが、政令指定都市規模の自治体では、市職員の参集率が 50％を下回った場合、住家の被害が 300 棟以上あったときなど、支援の基準を定めている自治体もございます。これらの通知基準を、そのまま当市に当てはめることは適当ではありませんが、取手市におきましても、一定の基準は必要であることから、参考にしてまいりたいと考えております。

次に、責任者につきましては、受援対象業務ごとに、課名及び役職により定めております。要請ルートでございますが、各種協定に基づいて、協定締結団体等に対し、要請等を行うための運用担当窓口を定めているとともに、協定自治体へは年度当初、相互に担当者の確認を行うなど連携を図っているところです。以上です。

○議長（山野井　隆君）　染谷和博君。

○19 番（染谷和博君）　それでは、次に伺います。応援職員の受入れを統括する体制、執務場所、通信環境、宿泊場所、各部局への配置と指揮命令の方法は整備されているのかどうか伺います。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。取手市受援計画では、受援に関する庁内外総合調整を行う受援班を災害対策本部内に設置し、ニーズの把握や取りまとめ、県や協定団体等、外部との調整を行ってまいります。また、外部からの応援職員を受け入れる際の活動場所につきましては、各班ごとに活動拠点となる課名を定めております。長期間にわたる応援を想定し、期間中の宿泊場所につきましても、現時点において、特定の宿泊施設を応援職員の宿泊先として固定的に確保しているものはございませんが、応援職員の人数や活動期間に応じ、確保してまいりたいと考えております。また、各部局への配置と指揮命令に関しましては、災害対応時における本市の班体制に基づき、各班に応援職員を配置し、各班の責任者の指示の下、業務を行ってまいります。それぞれの内容が実情と合致しているのか、他自治体の状況を参考にするとともに、県とも相談しながら検証することも必要であると考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　染谷和博君。

○19 番（染谷和博君）　応援に来ていただいた皆さんが、どこに泊まるかとか、それは非常に大切なことであると思います。これが自分でできるのは自衛隊しかないと思いますので、それ以外の方はやはり、こちらでいろいろなものを用意しなければいけないと思いますので、ぜひともやっていただきたいと思います。

それでは最後に、受援計画に基づく全庁的な訓練を行い、その結果を踏まえて計画を見直す考えはあるかどうか、お伺いします。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。令和７年４月、国において、市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引の改訂が行われ、市町村が受援体制整備を行うに当たって参考となるよう、令和６年能登半島地震の教訓を踏まえた取組や、受援体制整備のための参考事例の追加がありました。市におきましても、実効性のある計画策定に向けて、訓練による課題等を洗い出すため、全庁的な訓練を実施している他自治体を参考に、体制を整えてまいりたいと思います。その結果、必要とあれば都度、受援計画の見直しを図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　染谷和博君。

○19 番（染谷和博君）　ぜひとも実用的な計画を立てていただきたいと思っております。

それでは、次に移ります。次は、逃げ地図ワークショップということで。私、この本買いました。意外と高いんですね。2,400 円で、ちょっとびっくりしたんですけども、買いまして、読ませていただきました。逃げ地図ワークショップは、災害時に安全な避難場所まで逃げきるためのルートと所要時間を、参加者が自らの手で色分けして可視化する住民参加の防災訓練です。東日本大震災を教訓に開発した手法で、子どもから高齢者まで誰でも直感的に理解し、楽しみながら、地域のリアルな防災課題を共有できるのが特徴です。生活圏の白地とひも、数本の色鉛筆、これがあればできます。１人ではなく、自治体や学校ワークショップで取り組んでいきます。ハザードマップを眺めていただけでは得られない、防災力が身につきます。作成方法は簡単で、避難所など、津波、土砂災害、洪水、火災などの災害発生時に逃げ込むべき目的地を定めて、ひもで道のりを図りながら色をつけていきます。出来上がったカラフルな地図は、主観的かつ直感的で、どこへ逃げて、どれくらい時間がかかるかを示してくれます。しかし、逃げ地図の本当の目的は、地図の完成ではありません。製作過程で、ここは被害で通れなくなるかもしれないなどの地域情報を交換し、実際に現場に行き改善策を考え、防災計画に反映するリスクコミュニケーションと呼ばれる手法で、個人とコミュニティー両者の防災意識が効果的に高まります。切替えをお願いいたします。

〔19 番　染谷和博君、資料を示す〕

○19 番（染谷和博君）　これが、逃げ地図のホームページに許可をいただいて、ここに映させていただいております。こんな感じで、つくっていくということです。その中にも今、デジタル版というのもありまして、それをちょっと作ってみました。ちょっと、すごく分かりづらくなっちゃってるんですけど、私の家からウエルネスプラザに避難するにはどうしたらいいのかなと思ってやったら、こんなにいっぱい出てきちゃいまして。これを簡単にすると、こんな感じですね。どこどこまで何分――緑は何分、黄色は何分とかありまして、こういう形で避難していくといいよというようなことであります。

逃げ地図ワークショップの実施について、お伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。御提案の逃げ地図は、避難時間を直感的に可視化できる点、またワークショップを通じて地域住民が主体的に危険箇所を共有し共助の意識を高められる点で、極めて有効な手法であると考えます。今後の導入に向けましては、市全域へ一斉に展開するのではなく、まずは災害リスクの高い地域や活動が活発な自主防災組織の地区などをモデル地区として選定し、取手市防災士育成事業補助金を活用した防災士の皆様にも、ワークショップに参加していただくことも効果的であると思います。学校での逃げ地図の活用方法につきまして調査しましたところ、県内では笠間市の小学校４年生の授業でワークショップを実施していることを確認しております。学校現場での防災教育などにおいて活用が可能か、先進事例なども調査してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　染谷和博君。

○19 番（染谷和博君）　ありがとうございます。最近、線状降水帯が発生して、本当に１時間ぐらいですごい被害になってしまって、そのとき、どこを逃げたらいいかって、ふだん考えてないと、全くちょっと分からない。逆に深いところに行ってしまうようなこともあると思いますので、ぜひとも今後、ワークショップを開催できるようにしていただけたらと思います。以上で終わります。

○議長（山野井　隆君）　以上で、染谷和博君の質問を終わります。

13 時 20 分まで休憩します。

午後　時　分休憩

午後　時　分開議

○議長（山野井　隆君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで長塚美雪さんから発言を求められておりますので、これを許します。

長塚美雪さん。

〔１番　長塚美雪君登壇〕

○１番（長塚美雪君）　午前中の私の一般質問の中で、議会答弁書作成支援システムの導入時期を「2004 年８月」と申し上げましたが、正しくは「2024 年８月」ですので、訂正をお願いいたします。

○議長（山野井　隆君）　議長はただいまの訂正を許可します。

一般質問を続けます。

続いて、久保田真澄さん。

〔９番　久保田真澄君登壇〕

○９番（久保田真澄君）　公明党の久保田真澄です。通告に従い、一般質問を行います。今回は、身寄りのいない高齢者へのサポートについて、父親の産後鬱について、外来生物の駆除についての３点を取り上げます。最初の、身寄りのいない高齢者へのサポートですが、全国の単身高齢者世帯は 900 万世帯を超えており、急増する独り暮らしの高齢者を見守る体制の整備は、地域社会全体の課題となっています。そこで伺います。本市において、身寄りのいない高齢者の把握と課題について、どのようにお考えでしょうか。

〔９番　久保田真澄君質問席に着席〕

速報版・未校正

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

健康福祉部長、飯山貴与子さん。

〔健康福祉部長　飯山貴与子君登壇〕

○健康福祉部長（飯山貴与子君）　久保田議員の御質問にお答えいたします。取手市の現状といたしましては、令和８年７月１日現在で、高齢化率は34.38％、後期高齢化率は22.07％で、後期高齢者の割合が昨年同時期より0.5％増加しています。また、令和７年３月31日現在の、住基上での独り暮らしの高齢者は8,936人、高齢者のみ世帯の人数は２万1,820人でしたが、令和８年３月31日現在の、独り暮らしの高齢者は9,201人、高齢者のみ世帯の人数は２万2,296人と、増加傾向にあります。高齢者の増加や世帯の在り方の変化により、親族のいない高齢者や、親族がいても交流が希薄である高齢者が増えていると捉えております。身寄りがいない高齢者の課題としまして、日常生活の支援者がいないことのほか、入院や入所時の手続、金銭管理、住まいの確保、判断能力が低下した際の権利擁護、葬儀や遺品整理等の死後事務など、これまで家族が行ってきた役割を誰が担うのかということが課題となっております。

〔健康福祉部長　飯山貴与子君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　久保田真澄さん。

○９番（久保田真澄君）　今ご答弁いただきました課題についての、現在、高齢福祉課での対応について、お伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君）　お答えさせていただきます。取手市では、地域包括支援センターによる独居高齢者世帯に対する訪問、民生委員による独居高齢者の訪問により、その方の生活状況の確認や様々な情報提供を行い、必要に応じ、介護保険サービスの利用につなげています。また、認知機能低下により日常生活に問題があるも、頼れる親族や身寄りなどがいない場合は、本人の財産と生活を守るため、成年後見制度の市長申立てを行っています。今年度、終活支援として、終活便利帳を作成しました。物の整理から始まり、介護や相続、不動産、葬儀、お墓のことなど、時系列に沿った内容になっており、加えて死亡事務委任や、任意後見などについての解説も掲載され、身寄りのない方や身内と疎遠な方に向けた内容にもなっていますので、活用していっていただきたいと考えております。

○議長（山野井　隆君）　久保田真澄さん。

○９番（久保田真澄君）　私も今、課長がおっしゃいました終活便利帳を手にして、中身を見させていただきました。物の整理、介護、相続、不動産、葬儀、お墓、お１人様と項目別に分かれていまして、中を見てもとても分かりやすくなっておりました。私も以前に一般質問で取り上げましたデジタル遺品についても記載されており、この１冊で安心して終活が始められます。

次に、少子高齢化や未婚率の上昇に伴い、頼れる親族がいないお独り様の高齢者は増加傾向にあり、社会的な支援体制の構築が急務となっています。今後の市の施策についてお伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君）　お答えさせていただきます。2026年６月19日、社会福祉法の一部が改正され、日常生活支援、入院・入所等の手続支援、死後の事務支援が第２種社会福祉事業として位置づけられたことにより、多様な主体が支援の提供を担えるようになり、頼れる身寄りがいない高齢者や判断力が不十分な方などの生活上の課題に対応する仕組みとして、社会福祉協議会の日常生活支援事業【「日常生活支援事業」を「日常生活自立支援事業」に発言訂正】に、日常生活支援、入院・入所などの手続支援、死後の事務支援が位置づけられました。これにより、入院・入所の手続などの支援が社会福祉協議会で行われるようになり、身寄りがいない高齢者などが地域で自立した生活を続けるための支援の充実が図られるようになりました。引き続き、社会福祉協議会と連携し、国の動向を注意し、高齢者が安心した生活を送れるように支援してまいりたいと思います。

○議長（山野井　隆君）　久保田真澄さん。

○９番（久保田真澄君）　私も高齢の御夫婦から、どちらか１人になったときの不安について相談を受けました。以前、一般質問で終活支援事業の導入について取り上げましたが、これからは法改正により、入院や死後事務などを支える公的支援が立ち上がるとのことで、安心いたしました。

次に、デジタル技術や民間サービスを利用した見守りの推進についての現状をお伺いします。

○議長（山野井　隆君）　高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君）　その前に、訂正のほうお願いをさせていただきたいと思います。先ほど社会福祉協議会の事業のほうで、日常生活自立支援事業ですので、「自立」が抜けてましたので、訂正のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（山野井　隆君）　議長は訂正を認めます。

○高齢福祉課長（井橋久美子君）　では、お答えさせていただきます。現在、取手市で行っている見守り事業としましては、突発的な急病や事故・災害などの緊急事態への備えに、緊急通報サービス、緊急通報装置を貸与する緊急通報システム事業、身体的な理由から毎日の調理や買物が困難な方に対して、夕食のお弁当を届けながら安否確認を行う配食サービス事業、地域包括支援センター職員から、週に一、二回の電話による高齢者の様子を伺うあんしんコール、認知症の症状がある方や高齢者で見守りの必要がある方に、登録番号の入ったキーホルダー及びステッカーを配布し、徘回時や緊急時に迅速な身元確認をすることができる高齢者見守りキーホルダー・ステッカー、また、介護保険サービスなどの介護保険等のサービスを使用していない、閉じこもりがちな孤立した独り暮らしの虚弱な高齢者宅を訪問して、手渡しで乳酸菌飲料を配付する愛の定期便事業を実施しております。また、昨年度より、地域社会全体で見守る連絡体制を構築するとともに、地域ぐるみで見守り活動を推進する取手市高齢者等見守りネットワーク事業も行っております。

○議長（山野井　隆君）　久保田真澄さん。

○９番（久保田真澄君）　取手市は、様々な高齢者に向けた見守り事業を行われておりますけれども、先ほどおっしゃられました、昨年度より開始された見守りネットワーク事業についてはどのような仕組みなのかお聞きします。

速記録版・未校正

○議長（山野井　隆君）　高齢福祉課長、井橋裕美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君）　お答えさしさせていただきます。見守りネットワークは、現在40事業者と市内居宅介護支援事業所、19事業者に協力をいただいております。具体的には、市内の様々な皆様に、ふだんの仕事や生活の中で、高齢者を見守っていただく事業です。この事業に賛同してくださる皆様にお店や事務所などのお仕事の傍らに異変のある高齢者がいないか、ながら見守りをしていただくことと、御家族や警察などから依頼があった際に、より注意深く探していただく、行方不明高齢者、身元不明者の捜索の２点を御協力いただくものです。どちらも、何かあった場合には市役所や地域包括支援センターに御連絡いただく仕組みとなっております。なお、事業賛同者には委嘱状を交付させていただくほか、希望者により、店舗や事務所の掲示用ステッカーや車両用のマグネット、啓発用チラシをお配りしております。現在、実施している事業の多くは、対面での見守りを基本とし、安否の確認や生活の異変を早期に察知することにつなげることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう取り組んでおります。

○議長（山野井　隆君）　久保田真澄さん。

○９番（久保田真澄君）　昨日発行された広報とりでには、「新しい認知症感と地域とのつながり」とありました。地域社会全体で見守る体制が構築されることで、高齢者が尊厳を持って安心して暮らせることができます。

スクリーンをお願いします。

〔９番　久保田真澄君資料を示す〕

○９番（久保田真澄君）　龍ケ崎市では、本年度から独り暮らしの高齢者を対象とした見守りサポート事業をリニューアルし、事故や急病時などの緊急通報システム事業を拡充させ、固定電話回線がなくても使える通報用の携帯型端末を新たに導入しました。通報先は、従来の消防から看護師などの専門職が対応する受信センターとなり、24時間365日対応、また同センターから端末を通じて月１回の安否確認連絡も行い、緊急時だけではなく、平時から見守る体制へ強化するとありました。本市では現在、固定電話回線のみ緊急通報システムがつなげる仕様となっていますが、スマートフォンが普及している現代において、今後はスマートフォンからでも、つながる使用に拡充することについての検討はいかがでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　高齢福祉課長、井橋裕美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君）　お答えさせていただきます。昨今の通信環境の変化もあり、固定電話契約世帯が減少し、スマートフォン利用者が増加していることで、本事業を利用することができない状況が発生することは認識しております。そのため、現在の社会情勢やニーズに対応し、必要な方が緊急通報システムの利用ができるよう検討をしているところです。以上です。

○議長（山野井　隆君）　久保田真澄さん。

○９番（久保田真澄君）　ありがとうございます。緊急通報システムは、利用者本人だけではなく、離れて暮らす家族にとって大きな安心材料となります。ぜひとも、事業の推進をお願いいたします。そして、民間サービスを活用してという視点で、もう一つ提案した

速報版・未校正

いものがあります。取手市は、民間提案制度からトイ・トークを採用し、情報管理課を中心に専門的なＡＩづくりが進められ、先日のとりで利根川大花火大会の案内・相談役のＡＩを産業振興課によって作成され、ホームページで確認いたしました。また、保育課では、ＡＩ保育コンシェルジュ「とりみん」を作成され、利用を開始しています。私はこのトイ・トークを高齢福祉課の皆さんにも利用していただき、身寄りのいない高齢者の話し相手や相談相手のＡＩの作成は一定の効果があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君）　お答えさせていただきます。議員おっしゃるように、ＡＩを活用することはとても有効的だとは考えておりますが、今、高齢福祉課のほうでは、見守り事業の多くを対面の見守りを基本とさせております。高齢者の日常生活の状況を把握した上で、適切なサービス提供に努めております。今後はデジタル技術を活用した見守りについては、高齢者が安心した生活が送れるような他自治体の動向や事例、費用対効果などを研究し、検討していきたいとは思っております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　健康福祉部長、飯山貴与子さん。

○健康福祉部長（飯山貴与子君）　補足させていただきます。見守りという観点のほか、福祉サービスの向上という観点で、福祉分野においても行政サービスや相談窓口などを御案内する、そういう利用方法として、利用者が時間を問わず、いつでも必要な情報や相談窓口を知ることができる有効な手段であると認識しておりますことから、生活状況などによって、求められる情報も一人一人異なっていること、ＡＩを相談の入り口として活用していくことを検討していきたいと思っております。

○議長（山野井　隆君）　久保田真澄さん。

○９番（久保田真澄君）　ありがとうございます。ＡＩは行政のデジタル化や市民サービスの充実、高齢者にとって活力を与えられるツールとして活用されると思います。今後の高齢者へのデジタル技術や、民間サービスを活用してのサポートの一環として、検討のほどよろしくお願いいたします。高齢者の見守り事業は、孤独死の防止、認知症による徘回、行方不明への対策など、地域における見守り体制の強化は、一刻の猶予ない喫緊の課題です。誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現に向け、これからも取組をお願いいたします。この質問は終わります。

○議長（山野井　隆君）　久保田真澄さん。

○９番（久保田真澄君）　次に、父親の産後鬱について伺います。近年、男性の育児休暇取得率が上昇しています。私も令和４年第３回議会で、男性職員の育児休暇取得について一般質問をしたときは、平成 28 年度から令和３年度の６年間において、配偶者が出産した男性職員の対象者 19.3 人のうち、育児休業を取得した年平均の職員数は 2.3 人、取得率は 12.1％で、取得日数の平均は 13.4 日でした。その後、令和４年度８月では、取得率が 33.3％、取得日数も平均で 32 日と確実に伸びていました。父親の育児参加が進む一方で、父親の産後鬱のリスクが深刻な課題となっています。国の調査等では、父親の約 10 人に１人が産後鬱を発症する恐れがあるとされており、その割合は母親と同程度です。しかし、日本産婦人科医会の 2026 年の調査によると、父親の心の健康チェックを行ってい

る産科医療機関は僅か３％にとどまっています。母親向けの支援に比べ、父親向けの支援や相談は圧倒的に不足しており、仕事と育児の両立に悩む父親が孤立している現状があります。取手市ではこれまで、母親の産後鬱については、妊産婦への相談支援や産後ケア事業を通じて対応しているものと認識していますが、父親についての産後鬱のリスクがあることを、どのように認識しているのでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　健康福祉部長、飯山貴与子さん。

○健康福祉部長（飯山貴与子君）　お答えいたします。父親の産後鬱は、育児における父親の役割が拡大し、育児休業を取得する父親が増加する中でも注目されている課題です。父親は、子どもが生まれた後、生活環境の変化や睡眠不足、母親の支援者としての役割を求められる中で、育児や仕事の両立に悩み、孤立感や精神的負担を抱えるケースが増えています。また、父親としての役割や仕事での責任感といった社会的期待が心理的負担となり、精神的な不調を抱えていても、家族を支える立場から相談をためらったり、自覚しにくかったりすることが課題であると認識しております。こうした状況を受け、国では男性の育児参加や働き方改革を推進し、男性育児休業の取得促進や、育児と仕事の両立を支援するためのガイドライン策定、地域子育て支援拠点事業を通じた父親向けの育児相談、交流の場の充実、さらには父親のメンタルヘルス支援に関する啓発活動を進めています。2026 年３月に改定されました産後ケアガイドラインにおいても、父親・パートナーも支援するという考え方が明確に示されており、母親と子どもを中心とした産後ケアの中で、父親やパートナーを支援することの重要性が強調されています。本市といたしましても、父親の産後鬱についての啓発活動を強化し、父親が相談しやすい環境の整備に努めるとともに、国の施策を注視し、必要に応じて国・県と連携を図りながら、父親を含めた家族全体への支援体制を充実させていきたいと考えております。

○議長（山野井　隆君）　久保田真澄さん。

○９番（久保田真澄君）　父親の産後鬱についても、母親と同様に適切な支援につなげていることが確認できて安心いたしました。では、現在の相談支援実績について教えてください。

○議長（山野井　隆君）　健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君）　それでは、御答弁させていただきます。現在、父親の産後鬱に関する事業実績につきましては、統計をとっておりませんので、具体的な数値としてお示しすることは難しい状況ですが、これまでの支援事例からも、父親が育児や家庭環境の変化に伴い、心理的・身体的負担を抱えるケースがあることを認識しております。例えば、夜間の頻回授乳や余泣きへの対応により、慢性的な不眠となり、育児休暇明けに仕事復帰が困難になるといった事例がございました。この場合、保健センターが中心となりまして、医療機関と調整を行い、母親とお子さんを産後ケア施設に連絡させることで、父親が十分な休養をとれる環境を整える支援を繰り返し、実績――実施した実績がございます。また、父親の産後鬱に関する具体的な相談が寄せられた際には、本市のこころの健康相談事業を通じまして、専門相談員が丁寧な聞き取りを行い、相談者の状況に応じまして、適切な医療機関を御紹介するなどの対応を行っているところでございます。このよう

な支援は、父親自身の健康を守るだけでなく、家庭全体の育児環境の改善にもつながる重要な取組であると考えているところでございます。今後も引き続き、父親を含む子育て全体に必要な支援を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　久保田真澄さん。

○９番（久保田真澄君）　母親の支援に加え、父親自身がメンタルヘルスの不調に気づき、必要な相談支援につなげることができるような仕組みが重要と考えますが、そのような仕組みはあるのでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　保健センター副参事、渡辺良江さん。

○保健センター副参事（渡辺良江君）　お答えいたします。父親のメンタルヘルスを確認する仕組みについては、現在具体的な確認項目や方法を定めたものは導入されておりませんが、子育て世帯全体を支援する観点から、父親のメンタルヘルスを把握し、支援につなげていく取組は重要であると認識しております。現在も、プレパパ教室、赤ちゃん訪問、乳幼児健診など、父親と接する機会がありますことから、こうした機会を活用して、父親の心身の状況や、子育てに関する悩みなどを把握するとともに、必要に応じて相談支援につなげることを大切にしております。今後はさらに、父親のメンタルヘルスの不調に気づく仕組みとして、次の３点を取り入れていきたいと思っております。

まず１点目。赤ちゃん訪問で、父親にも直接声をかけて、心身の状況や育児で困っている点をお聞きし確認する。

２点目、父親のメンタルヘルスの状態を把握するため、父親にも産後うつメンタルチェック表を活用し、父親の状態を把握する入り口をつくる、

３点目、保健センターを父親も相談できる場として周知する。これらの父親を支援する気づく仕組みを、母子保健事業の中に組み込んで、速やかに実施してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　久保田真澄さん。

○９番（久保田真澄君）　父親が孤立することを防ぎ、育児や家庭生活面てるメンタルヘルスについて気軽に悩みを話したり、相談したりできる場や、父親同士が交流できる場の周知が必要だと考えます。どのように周知していくのか伺います。

○議長（山野井　隆君）　保健センター副参事、渡辺良江さん。

○保健センター副参事（渡辺良江君）　お答えいたします。父親が悩みを吐き出せるコミュニティーについては、平日の日中に、交流の場を利用しにくいことも考えられますので、まずは、父親の相談窓口を見える化し、相談先の情報を届けたいと考えています。また、令和８年６月から、妊産婦やゼロから 18 歳のお子さんがいる保護者を対象に開始いたしました、産婦人科小児科医へのオンライン相談サービスも開始しております。このオンライン相談で実際に相談を受けている医療者に確認しましたところ、取手市の取手市のみのデーターではございませんが、父親からの相談も受けており、内容としては、育児に関する相談やメンタルについての相談もあるとのことでした。特に、父親のメンタルについては、父母両方から相談が入るとのことでしたので、このオンライン相談サービスについても、父親から相談できる窓口として、積極的に周知をしてまいります。以上です。

○議長（山野井　隆君）　久保田真澄さん。

○９番（久保田真澄君）　父親が自分から精神的につらい現状を訴えるのは難しいと思われます。あらゆる方法で周知していただき、父親の孤立を防ぐ取組をお願いします。また、周知方法の一つとして、母子手帳アプリＴｏｒｉＣｏ（トリコ）を活用することは可能でしょうか。

○議長（山野井　隆君）　保健センター副参事、渡辺良江さん。

○保健センター副参事（渡辺良江君）　お答えいたします。母子手帳アプリＴｏｒｉＣｏ（トリコ）を活用して、父親のメンタルヘルスの情報や相談先のプッシュ通知を行うことは可能です。母子手帳アプリＴｏｒｉＣｏ（トリコ）に登録する母親を介してお知らせすることになることが主となると思いますが、有効な周知方法の一つと考えますので、積極的に母子手帳アプリＴｏｒｉＣｏ（トリコ）を活用していきたいと思います。また、父親が孤立せず、育児や家庭生活における不安を軽減できるよう、広報紙や市公式ウェブサイト、ＳＮＳなど多様な媒体を活用し、父親が気軽に相談できる窓口や支援情報を広く発信していきます。今後とも、父親の産後鬱やメンタルヘルスの課題に適切に対応することが、家族全体が安心して子育てに取り組める環境づくりにつながると考えておりますので、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　久保田真澄さん。

○９番（久保田真澄君）　ありがとうございます。今、様々な取組をお聞きし、安心いたしました。夫婦ともに、子育ての喜びを心から実感できるよう、また、取手市で子育てしてよかったと思っていただけるように、今後ともよろしくお願いいたします。以上で終わります。

○議長（山野井　隆君）　久保田真澄さん。

○９番（久保田真澄君）　最後に、外来生物、特にアライグマの駆除についてお伺いいたします。アライグマは特定外来生物に指定されており、近年は、農村部だけではなく、住宅街における家屋侵入、ふん尿被害、感染症リスクが急増しています。繁殖期は春頃で、１回に３頭から５頭ほどの子を出産します。

スクリーンお願いします。

〔９番　久保田真澄君資料を示す〕

○９番（久保田真澄君）　生息の状況ですが、この資料では平成22年度から徐々に増えていき、令和６年度までに全ての市町村でアライグマの捕獲がされており、現在、県内全域で生息しています。捕獲数が多い市町村は、県南地域と県西地域に多い傾向です。県の第４次防除実施計画における防除区域の中で、取手市は赤色――２番目の重点防除区域となっています。取手市の推移といたしましては、平成27年あたりから確認され少しずつ増えていき、令和６年で163頭、令和７年では298頭と、倍となっています。本市におけるアライグマの生息、被害状況の現状認識について、お聞きします。

○議長（山野井　隆君）　まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長　森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君）　それでは、久保田議員の御質問に答弁をさせてい

ただきます。アライグマは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、特定外来生物に指定はされており、雑食性で繁殖力が強く、農作物への被害や住宅等への侵入による生活環境被害、生態系への悪影響が懸念をされているところです。本市におきましても、農作物への食害や宅地への侵入などの御相談を受けているところです。こうした状況に対しまして、今議員からも御案内ありましたとおり、市では、茨城県から示されています、第４次茨城県アライグマ防除実施計画に基づき対応を行っております。計画において、県では、捕獲個体の処分やデータの収集、計画の見直し等を担い、市は、実際の個体の確保、処分場への運搬や情報の収集、県への報告を行う役割が定められております。そのような役割に基づきまして、アライグマの捕獲を進めておりまして、最新の今年度の捕獲状況については、８月 28 日時点で、捕獲頭数 217 頭となっているところです。議員の御提示頂いた資料にもございましたとおり、近年、捕獲頭数や被害相談件数、大幅に増加しております。本市における生息数についても増加傾向にあると認識をしておるところです。今後とも県の防除計画に基づき、関係機関と連携を図りながら、個体数の抑制と被害防止の周知活動を継続的に推進してまいりたいと考えております。

〔まちづくり振興部長　森川和典君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　久保田真澄さん。

○９番（久保田真澄君）　私の知り合いの方から、６月にアライグマの箱わなの申込みをしたが、なかなか連絡がなく、ようやく８月中旬になって、わなが設置され、次の日にはアライグマがかかりましたとの連絡をいただき、現場へ行くと成獣のアライグマがかかっていました。これではどんどん増えていくよ、との御指摘がありました。機材の整備、今後の拡充予定はどのようになっているのでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　環境対策課長、吉田卓也君。

○環境対策課長（吉田卓也君）　久保田議員の御質問にお答えいたします。議員ご指摘の機材の整備状況及び今後の拡充予定についてお答えいたします。現在、捕獲に当たりましては、茨城県アライグマ防除実施計画で推奨されている箱わな 31 基を運用し、設置から捕獲後の回収・運搬までを市職員で対応しております。近年の要望増加に対応するため、令和７年度末にも箱わなを追加補充したところでございますが、設置要望に対して、わなが不足している状況にございます。そのため今後につきましても、わなのさらなる追加購入を検討してまいります。一方で、わなの増加に伴い、職員の管理や運搬の負担も増すことから、従来の対応方法にとどまらず、設置・回収・運搬方法の工夫や、他自治体の取組状況の収集に努め、効率的な捕獲体制について検討を進めてまいります。あわせまして、機材の拡充にとどまらず、広報紙や公式ホームページなどを通じ、アライグマに侵入されにくい環境づくりの周知・啓発活動を一体的に推進してまいります。以上です。

○議長（山野井　隆君）　久保田真澄さん。

○９番（久保田真澄君）　今の御答弁ですと、単なるわなの数を増やすということ以外に、それに従事する職員の負担を軽減する仕組みがないと厳しいという実態が分かりました。

最後に、空き家に住み着いたアライグマの捕獲についてを伺います。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

総務部長、立野啓司君。

〔総務部長　立野啓司君登壇〕

○総務部長（立野啓司君）　久保田議員の御質問に答弁いたします。空き家等の適正管理につきましては、所有者等が行うことが原則であることから、市に外来生物に関する通報や相談が寄せられた場合には、所有者等に適切な対策を講じていただくよう、通知等により改善を促しております。さらに、速やかな対応を促すため、通知文には害獣駆除の相談窓口の案内を同封するなど、具体的な対応方法に関する情報提供も併せて行っているところでございます。

○議長（山野井　隆君）　補足ありますか。

環境対策課副参事、秋田　諭君。

○環境対策課副参事（秋田　諭君）　続きまして、空き家のわなの状況について、ご答弁申し上げます。空き家へのわなの設置につきましては、近隣にお住まいの方から御相談を頂くケースが多くございます。箱わなの設置に当たりましては、土地及び建物の所有者等からの申請をはじめ、設置時の立会いや、１日１回以上の見回りなど適切な管理を要件とさせていただいております。ただし、所有者ご本人が諸事情により、立会いや見回りを行うことが困難な場合におきましても、近隣にお住まいの方などに立会いや見回りの御協力を頂くことで、設置することは可能となってございます。一方で、放置された空き家がアライグマの繁殖拠点や住み家となるリスクは極めて高いと認識しております。今後は空き家対策を所管する安全安心対策課とともに連携を図り、所有者への適切な管理の働きかけを行うとともに、近隣住民の皆様の御協力を得ながら、わなの設置に向けた対応を進めてまいります。以上でございます。

○議長（山野井　隆君）　久保田真澄さん。

○９番（久保田真澄君）　空き家の捕獲については、いろいろな制限があり、一筋縄ではいかないという印象を受けました。ただ、今、３つの要件をクリアしたら可能であるということをお示しいただきました。これからも安全安心な市民の暮らしを守るために、取組のほどよろしくお願いいたします。以上で、一般質問を終わります。

○議長（山野井　隆君）　以上で、久保田真澄さんの質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後　時　分散会

速報版・未校正